

野村外国債券(含む新興国) インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)

追加型投信 海外 債券 インデックス型

【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2025年10月11日)

この目論見書により行なう野村外国債券(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年4月11日に関東財務局長に提出しており、2025年4月12日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	:	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	:	CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	:	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	:	該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	3
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	4
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	12
3【投資リスク】	23
4【手数料等及び税金】	27
5【運用状況】	31
第2【管理及び運営】	39
1【申込（販売）手続等】	39
2【換金（解約）手続等】	40
3【資産管理等の概要】	41
4【受益者の権利等】	44
第3【ファンドの経理状況】	46
1【財務諸表】	49
2【ファンドの現況】	89
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	90
第三部【委託会社等の情報】	91
第1【委託会社等の概況】	91
1【委託会社等の概況】	91
2【事業の内容及び営業の概況】	93
3【委託会社等の経理状況】	94
4【利害関係人との取引制限】	132
5【その他】	132
約款	133

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

野村外国債券（含む新興国）インデックス B コース（野村投資一任口座向け）

（以下「ファンド」といいます。なお、「野村外国債券（含む新興国）インデックス B コース（一任口座）」、「野村外国債券（含む新興国）インデックス B コース」と称する場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

2兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口あたりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1 円以上 1 円単位 (当初元本 1 口=1 円)

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025 年 4 月 12 日から 2026 年 4 月 10 日まで

※なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込日から起算して 6 営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」(または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、「受託者」(または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、野村投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。

- ◆外国債券マザーファンド受益証券および新興国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）と JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の月次リターンを、各指数構成国の GDP 合計の割合*で合成して算出した指数を対象指数とし、対象指数の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

※各指数構成国の GDP 合計の割合は、原則として年 1 回見直しを行ないます。

- ・ JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus (US\$ベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。

JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス (JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus) は、J.P.Morgan Securities LLC が公表している、エマージング諸国が発行する米ドル建のブレディ債、ローン、ユーロボンドを対象としたインデックスです。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、1 兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村外国債券 (含む新興国) インデックス B コース (野村投資一任口座向け))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国 内	株 式	インデックス型
追加型	海 外	債 券	
		不動産投信	
	内 外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本を除く)			
	年 2 回	日本			日経 225
	年 4 回	北米	ファミリーファンド	あり ()	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州			
	年 12 回 (毎月)	アジア			TOPIX
	日々	オセアニア			
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (合成指数)
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))		アフリカ			
		中近東 (中東)			
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固定型 資産配分変更型					

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF 及び MMF の運営に関する規則(以下「MRF 等規則」という。)に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF 等規則に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標と

する投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

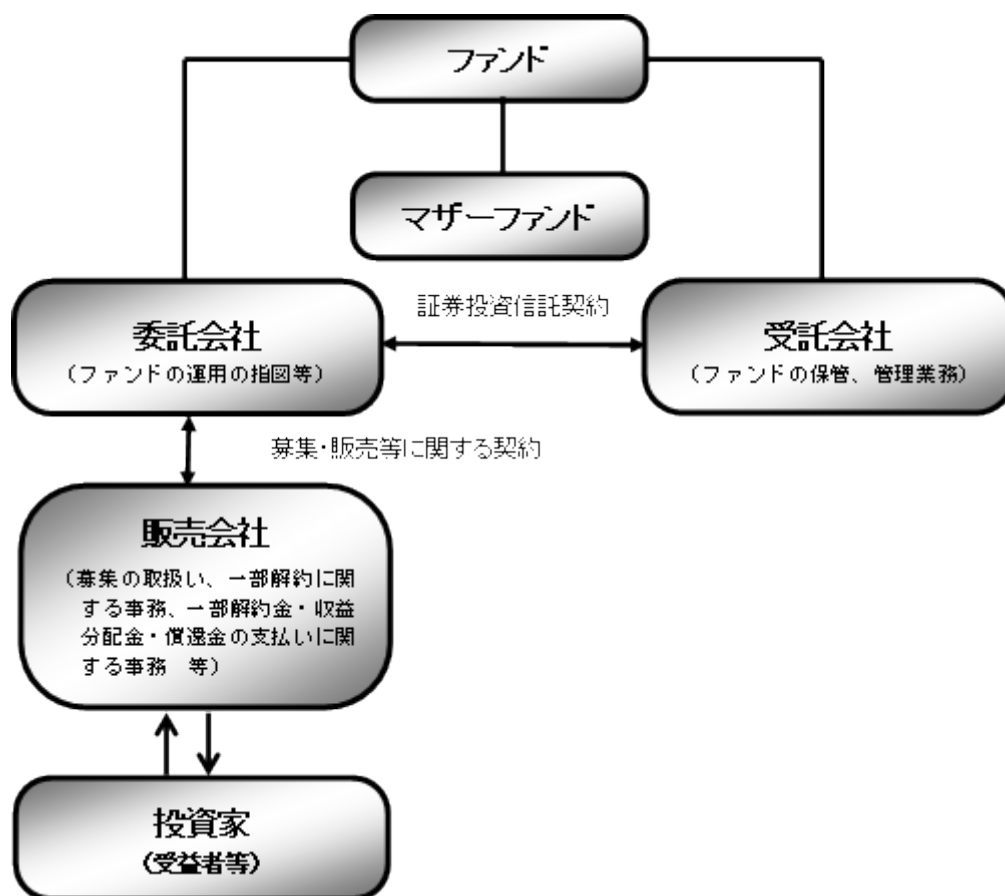
(3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

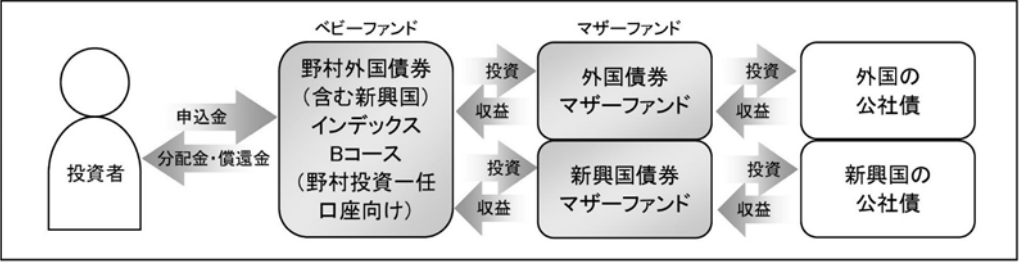
2017 年 12 月 15 日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	野村外国債券（含む新興国）インデックス B コース（野村投資一任口座向け）
マザーファンド (親投資信託)	外国債券マザーファンド 新興国債券マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2025 年 8 月末現在) ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 資本金の額

17,180 百万円

・ 会社の沿革

1959 年 12 月 1 日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997 年 10 月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000 年 11 月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

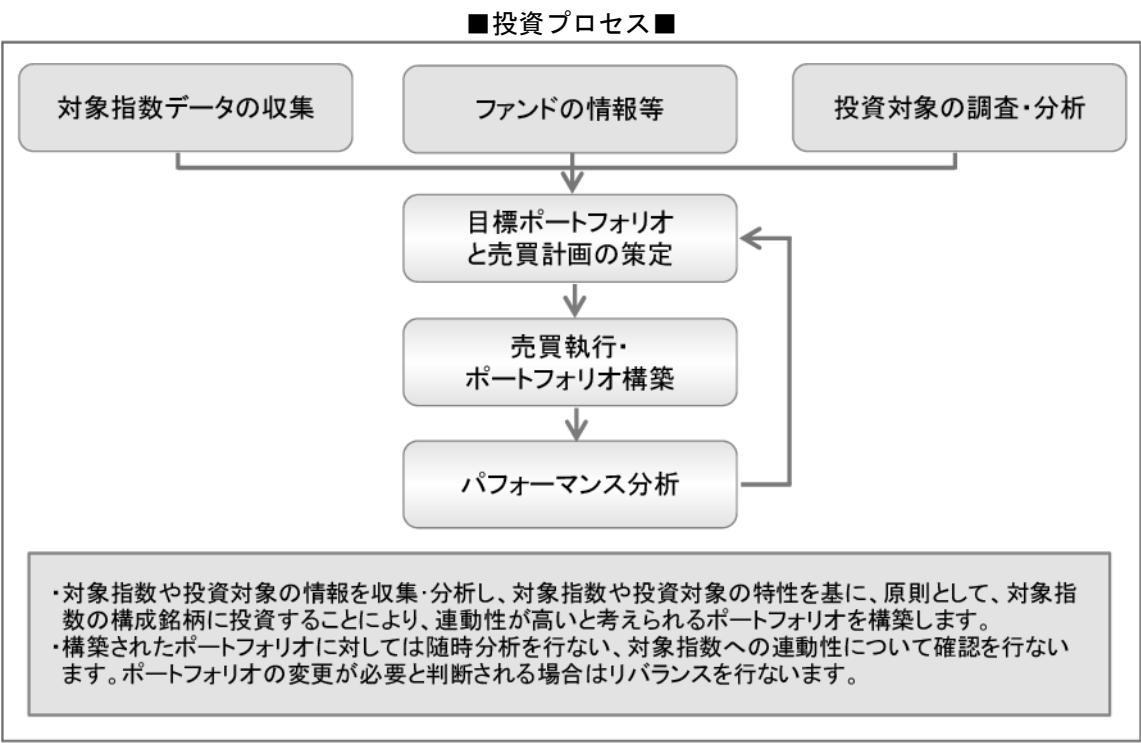
・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- 外国債券マザーファンド受益証券および新興国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、対象指数の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。



＊上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

- 各マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として外国（新興国を含みます。）の債券に投資します。
- 各マザーファンド受益証券への投資配分比率は、対象指数における先進国（除く日本）および新興国の割合をもとに決定します。投資配分比率は、適宜見直しを行ないます。

■2025 年 10 月 10 日現在の投資割合■

投資対象地域	マザーファンド名	主要投資対象	対象指数	投資割合
先進国 (除く日本)	外国債券マザーファンド	外国の公社債	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）	75.1%
新興国	新興国債券マザーファンド	新興国の公社債	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）	24.9%

- 各マザーファンド受益証券の組入比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
- 対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■ 指数の著作権等について ■

・ FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

・ 本書に含まれる JP モルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含まれますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JP モルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイザー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー（以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。

JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JP モルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・イー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、index.research@jpmorgan.com 宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.com もご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

（２）【投資対象】

外国の公社債（新興国の公社債を含みます。）を実質的な主要投資対象※とします。なお、公社債に直接投資する場合があります。

※「実質的な主要投資対象」とは、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。なお、各マザーファンドに代えて、各マザーファンドの対象指数に連動する投資成果を目指して運用を行なう上場投資信託証券（ETF）に投資する場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類（信託約款）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限

③、④、⑦および⑨」に定めるものに限り。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国債券マザーファンドおよび新興国債券マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

6. 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得した株券

8. コマーシャル・ペーパー

9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

11. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

13. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）

14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

15. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第 13 号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

16. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

なお、第 7 号の証券または証書ならびに第 9 号および第 13 号の証券または証書のうち第 7 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 1 号から第 6 号までの証券ならびに第 9 号および第 13 号の証券または証書のうち第 1 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 10 号および第 11 号の証券ならびに第 13 号の証券または証書のうち第 10 号および第 11 号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であつて、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 金利先渡取引※

※「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

4. 為替先渡取引※

※「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

5. 直物為替先渡取引※

※「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(外国債券マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(新興国債券マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

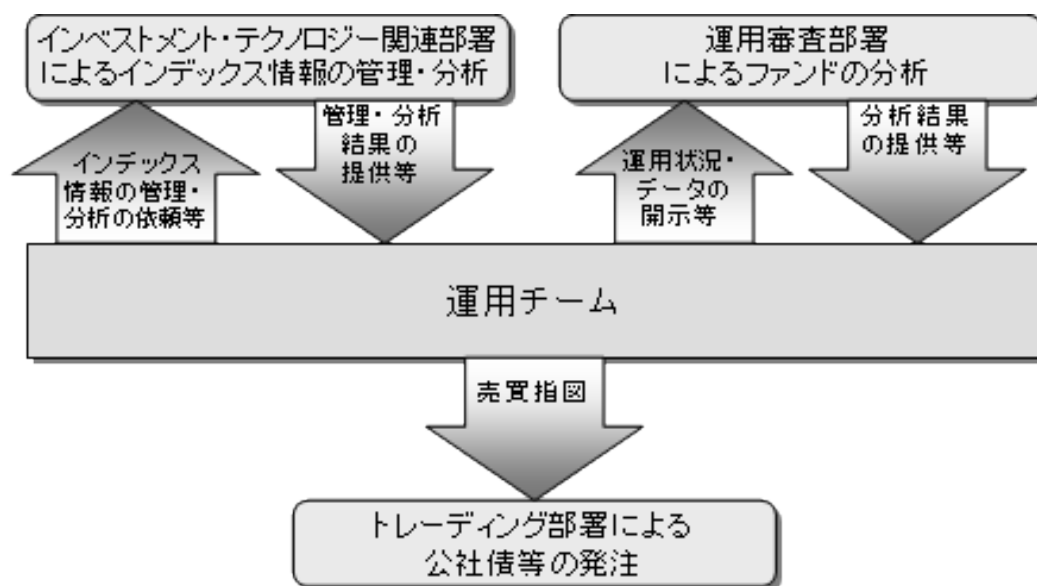
- ① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

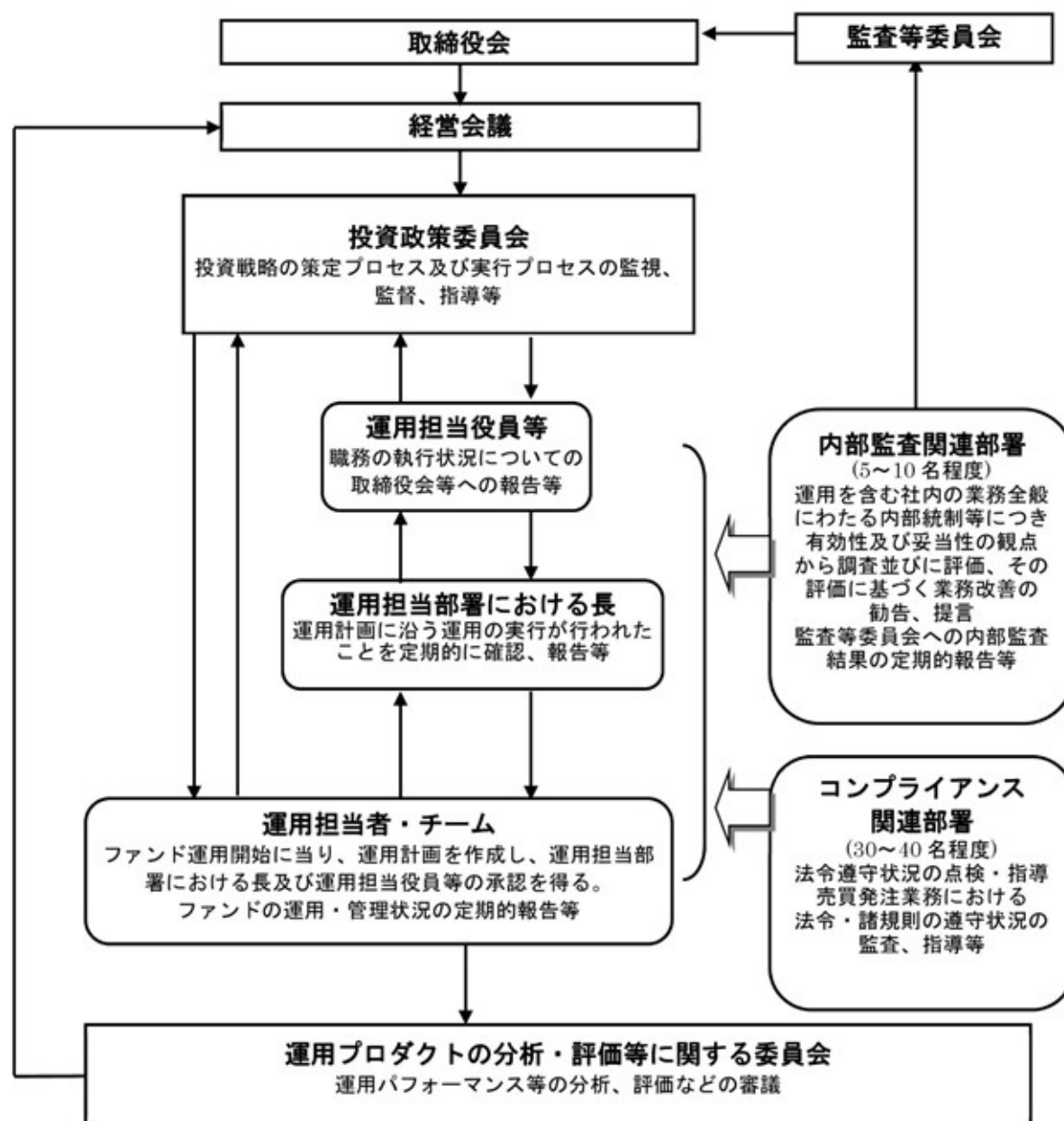


※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けてお

ります。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎月17日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

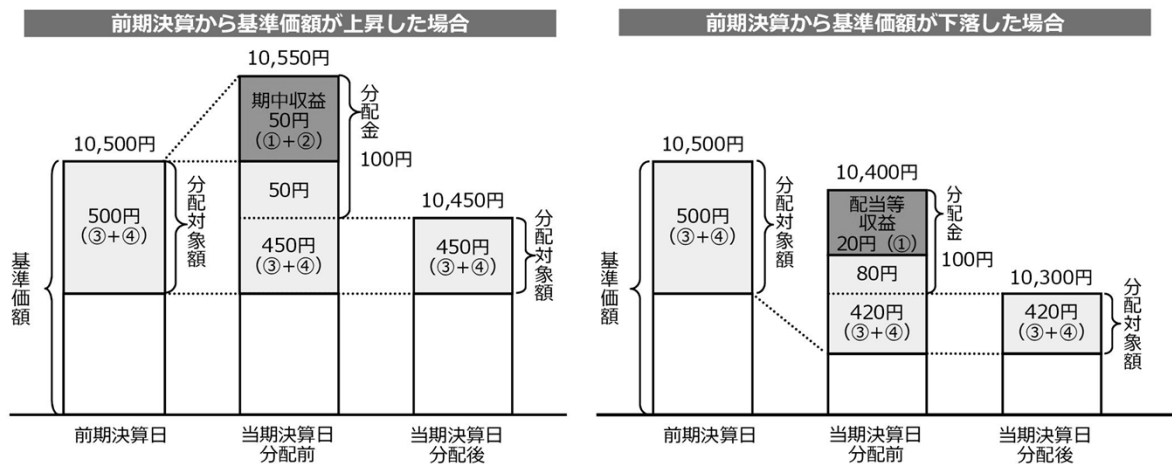


- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

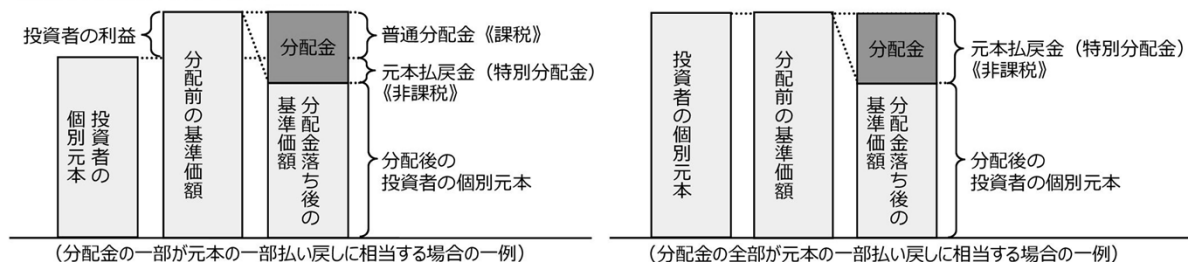
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金（特別分配金）	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

- ◆投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

(5)【投資制限】

①運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式の範囲(信託約款)

- (i) 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- (ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

③先物取引等の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)
- (ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④スワップ取引の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑥公社債の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑦金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑨直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

- (iv) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩資金の借入れ(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

〔債券価格変動リスク〕

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

〔為替変動リスク〕

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において

市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ファンドの基準価額と対象指数（合成指数）は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。
また、ファンドの投資成果が合成指数との連動または上回ることを保証するものではありません。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
- ◆金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受け付けを中止すること、およびすでに受付けた購入・換金の各受け付けを取り消す場合があります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

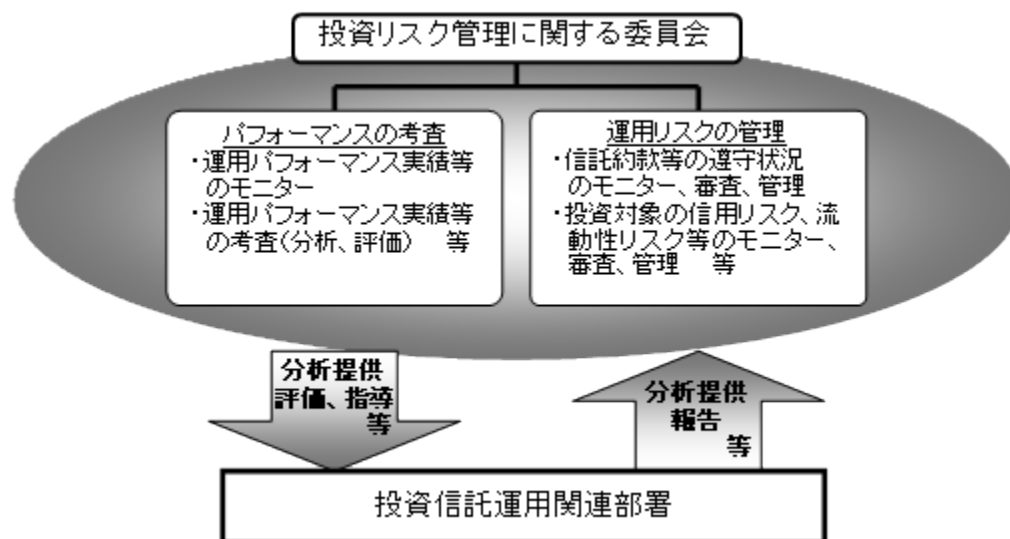
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図



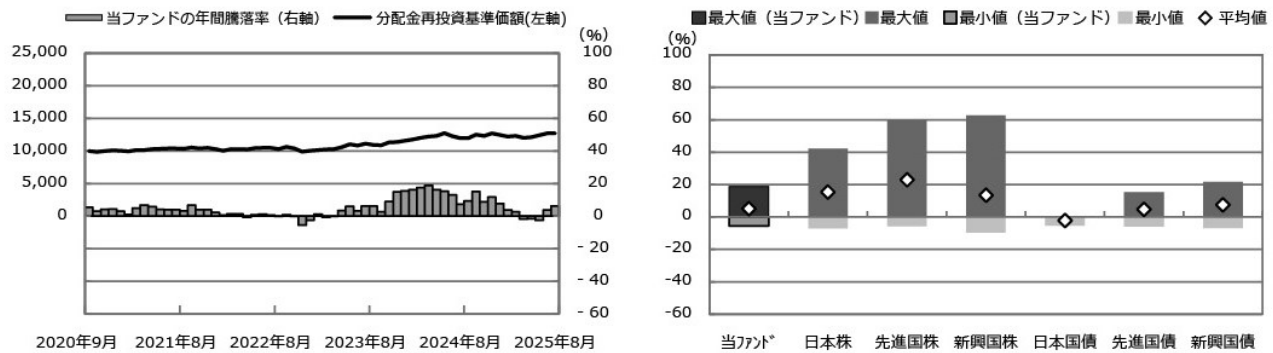
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較

(2020年9月末～2025年8月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	18.8	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 5.6	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	5.1	15.3	22.9	13.5	△ 2.2	4.8	7.4

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年9月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株: 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI国債
- 先進国債: FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSP, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所: 株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。
ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率	年 0.33%（税抜年 0.30%）以内 （2025 年 9 月末現在 年 0.33%（税抜年 0.30%））
-------	---

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

支払先の配分（税抜）および役務の内容	
＜委託会社＞ ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年 0.22%以内 （2025 年 9 月末現在年 0.22%）
＜販売会社＞ 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年 0.05%
＜受託会社＞ ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年 0.03%

＊ファンドが ETF に投資する場合は、上記の信託報酬に加え、投資する ETF に関連する費用がかかりますが投資する ETF とその比率があらかじめ定まっていないため記載することができません。

なお、当該費用のうち委託会社が収受する分に関しては、信託報酬の調整を行ないます。

●信託報酬率の調整について

信託報酬率の調整は以下の計算方法をもって行ないます。信託報酬率は毎月 1 回計算し、当月の第 5 営業日目以降で前日が営業日となる最初の営業日（「適用開始営業日」といいます。）から翌月の適用開始営業日の前日まで適用することとします。

信託報酬率=年 0.30%（税抜）－対象 ETF の委託会社報酬率（税抜）×対象 ETF の投資割合

なお、信託報酬率は、信託報酬率のうち委託会社が受取る部分がゼロとなる水準を下限値とし、年 0.30%（税抜）以内の範囲で委託会社が定めるものとします。

- ・対象 ETF は、ファンドが投資する ETF のうち、ファンドの委託会社が設定した ETF とし、各マザーファンドに代えて投資するものをいいます。
- ・対象 ETF の委託会社報酬率は、原則として、目論見書その他公表資料で開示されている当該各月の前月最終営業日時点の対象 ETF の信託報酬率（税抜の年率値）のうち、純資産総額に応じて一定の率で委託会社が受取る部分（税抜の年率値）をいいます。
- ・対象 ETF の投資割合は、当該各月の前月における対象 ETF の投資割合の平均値とします。
- ・複数の対象 ETF に投資する場合の「対象 ETF の委託会社報酬率（税抜）×対象 ETF の投資割合」は、各対象 ETF について算出した「当該各対象 ETF の委託会社報酬率（税抜）×当該各対象 ETF の投資割合」を合計した値とします。

（４）【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ④ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。
- ⑤監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。
- ⑥ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額*をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に 0.15%の率を乗じて得た額を 1 口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。
※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得

税) 15.315%および地方税 5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により 20.315%（国税 15.315%および地方税 5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りま

す。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債 (注1) の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益 分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株 式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益 分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税 15.315%）の税率で源泉徴収*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。
※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益*については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

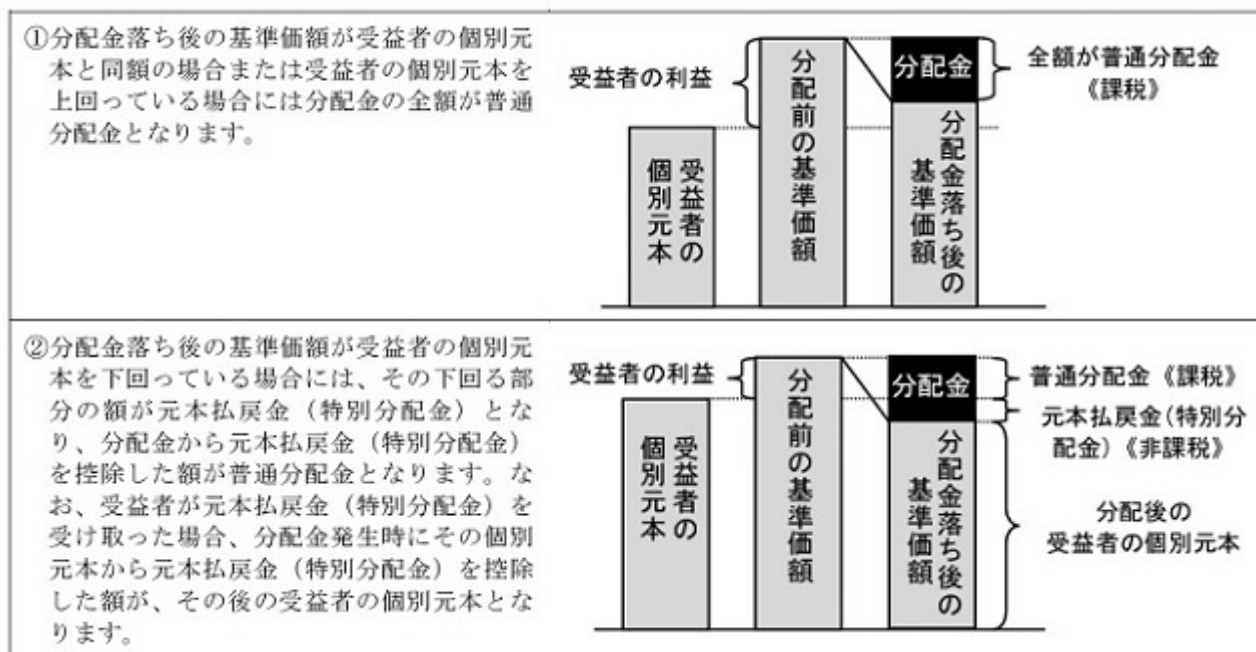
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

*外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

*上記は2025年8月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

■(参考情報)ファンドの総経費率

(単位: %)

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.33	0.32	0.01

(2025年1月18日～2025年7月17日)

* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

* 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

* 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

* 各比率は、年率換算した値です。

* マザーファンドが支払った費用を含みます。

* その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。

* その他費用には、有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が含まれる場合があります。

* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5 【運用状況】

以下は 2025 年 8 月 29 日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

野村外国債券（含む新興国）インデックス B コース（野村投資一任口座向け）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	40,382,807,508	99.97
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	12,110,621	0.02
合計（純資産総額）		40,394,918,129	100.00

(参考) 外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	476,820,783,344	45.50
	カナダ	20,775,281,266	1.98
	メキシコ	8,623,648,223	0.82
	ドイツ	56,346,228,452	5.37
	イタリア	82,541,864,629	7.87
	フランス	68,339,221,720	6.52
	オランダ	12,826,392,322	1.22
	スペイン	50,939,293,451	4.86
	ベルギー	15,799,832,891	1.50
	オーストリア	10,417,060,714	0.99
	フィンランド	4,602,857,453	0.43
	アイルランド	4,999,545,969	0.47
	ポルトガル	4,594,858,441	0.43
	イギリス	57,848,440,222	5.52
	スウェーデン	1,914,857,793	0.18
	ノルウェー	1,704,474,464	0.16
	デンマーク	2,320,254,337	0.22
	ポーランド	6,807,194,441	0.64
	オーストラリア	13,130,855,086	1.25
	ニュージーランド	3,057,987,803	0.29
	シンガポール	4,213,464,166	0.40
	マレーシア	5,237,688,041	0.49
	中国	119,778,574,741	11.43
	イスラエル	3,928,310,693	0.37
	小計	1,037,568,970,662	99.02
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	10,177,076,630	0.97
合計（純資産総額）		1,047,746,047,292	100.00

(参考) 新興国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	50,766,984,786	97.84
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	1,116,197,880	2.15
合計 (純資産総額)		51,883,182,666	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

野村外国債券 (含む新興国) インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	9,842,060,339	3.0815	30,328,310,488	3.0804	30,317,482,668	75.05
2	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券マザーファンド	3,794,369,827	2.6675	10,121,481,514	2.6527	10,065,324,840	24.91

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.97
合 計	99.97

(参考) 外国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	84,400,000	15,133.21	12,772,437,643	15,321.28	12,931,166,856	4.625	2031/5/31	1.23
2	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	60,850,000	17,354.06	10,559,950,199	17,243.02	10,492,379,616	2.75	2030/2/25	1.00
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	68,750,000	14,737.05	10,131,722,940	14,998.17	10,311,247,610	4.375	2034/5/15	0.98
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,250,000	14,862.44	9,994,997,112	14,885.40	10,010,435,191	4.5	2027/5/15	0.95
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	69,100,000	14,265.58	9,857,520,436	14,374.62	9,932,868,841	2.375	2027/5/15	0.94
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,200,000	14,648.83	9,844,015,191	14,671.39	9,859,177,082	3.75	2026/8/31	0.94
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	70,400,000	13,667.12	9,621,654,428	13,807.03	9,720,153,481	0.375	2027/7/31	0.92
8	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	460,800,000	2,075.84	9,565,475,160	2,075.39	9,563,440,793	1.85	2027/5/15	0.91
9	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	45,900,000	20,141.75	9,245,063,969	19,905.60	9,136,674,696	5.5	2031/1/4	0.87
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	62,100,000	14,379.84	8,929,881,382	14,444.35	8,969,946,936	2.75	2027/7/31	0.85
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,230,000	13,526.39	8,688,003,822	13,809.61	8,869,918,315	2.875	2032/5/15	0.84
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	59,400,000	14,329.86	8,511,939,357	14,428.28	8,570,403,597	2.625	2027/5/31	0.81
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	61,600,000	13,416.73	8,264,708,390	13,641.75	8,403,318,736	1	2028/7/31	0.80
14	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	44,050,000	19,357.24	8,526,867,876	18,975.36	8,358,649,367	4.75	2035/4/25	0.79
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,150,000	14,354.25	7,916,372,126	14,624.27	8,065,289,700	4	2034/2/15	0.76
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	53,950,000	14,735.78	7,949,954,948	14,751.63	7,958,504,611	4.375	2026/7/31	0.75
17	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	45,200,000	17,529.22	7,923,207,509	17,489.05	7,905,053,732	3.1	2031/7/30	0.75

18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	59,800,000	12,457.22	7,449,417,957	12,763.67	7,632,677,651	0.625	2030/5/15	0.72
19	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	43,300,000	17,312.97	7,496,520,260	17,277.31	7,481,078,348	2.7	2030/1/31	0.71
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,800,000	13,978.92	7,241,080,996	14,253.24	7,383,182,669	3.5	2033/2/15	0.70
21	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	42,400,000	17,326.50	7,346,438,320	17,283.61	7,328,250,703	2.5	2027/5/31	0.69
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,350,000	13,872.17	7,123,361,681	14,079.64	7,229,896,088	2.375	2029/3/31	0.69
23	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	38,350,000	18,917.32	7,254,794,704	18,312.99	7,023,033,966	4.5	2041/4/25	0.67
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,850,000	14,449.96	6,914,307,398	14,657.85	7,013,781,887	3.625	2030/3/31	0.66
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,400,000	14,274.74	6,908,977,645	14,417.09	6,977,875,426	2.875	2028/5/15	0.66
26	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	34,350,000	20,428.60	7,017,224,591	20,060.81	6,890,888,333	5.75	2032/10/25	0.65
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	44,250,000	15,471.83	6,846,285,492	15,479.39	6,849,633,898	6.125	2027/11/15	0.65
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	46,550,000	14,284.81	6,649,580,306	14,555.40	6,775,543,329	3.875	2033/8/15	0.64
29	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	36,200,000	18,619.92	6,740,413,682	18,435.76	6,673,748,204	4.75	2028/7/4	0.63
30	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	37,550,000	17,709.60	6,649,955,542	17,661.41	6,631,859,455	3.35	2029/7/1	0.63

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	99.02
合 計	99.02

(参考) 新興国債券マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	13,500,000	9,855.50	1,330,493,503	9,292.69	1,254,513,150	4.125	2035/7/9	2.41
2	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	7,760,000	11,383.36	883,348,861	11,063.07	858,494,698	0.75	2030/7/9	1.65
3	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ECUADOR	7,700,000	8,778.47	675,942,190	10,939.66	842,354,066	6.9	2035/7/31	1.62
4	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	8,400,000	10,452.36	877,998,974	9,887.71	830,568,144	5	2038/1/9	1.60
5	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	4,400,000	14,695.90	646,620,015	15,025.50	661,122,370	6.625	2035/3/15	1.27
6	アメリカ	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	3,700,000	15,409.16	570,138,942	15,805.77	584,813,749	6.25	2031/1/25	1.12
7	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	3,700,000	15,531.87	574,679,285	15,684.98	580,344,510	8.6	2027/9/24	1.11
8	アメリカ	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	3,700,000	13,356.60	494,194,216	13,891.28	513,977,582	4.875	2032/9/23	0.99
9	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	3,400,000	14,758.39	501,785,264	15,093.43	513,176,803	5.375	2035/2/12	0.98
10	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	3,300,000	14,412.00	475,596,055	14,940.42	493,034,141	5.5	2054/4/30	0.95
11	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,900,000	16,123.86	467,592,118	16,603.82	481,510,951	9.125	2030/7/13	0.92
12	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,100,000	15,125.29	468,884,014	15,482.23	479,949,169	5.625	2035/1/13	0.92

13	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	3,400,000	13,442.35	457,040,028	13,881.52	471,971,687	5.5	2054/3/18	0.90
14	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3,000,000	14,804.02	444,120,795	15,497.85	464,935,686	6.875	2037/5/13	0.89
15	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,100,000	14,535.08	450,587,545	14,949.64	463,439,034	5	2034/1/16	0.89
16	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3,000,000	14,472.91	434,187,387	15,395.45	461,863,589	7.375	2055/5/13	0.89
17	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3,100,000	14,075.29	436,334,035	14,733.87	456,750,038	6	2036/5/7	0.88
18	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,800,000	16,000.76	448,021,521	16,173.73	452,864,545	9.875	2028/1/15	0.87
19	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,800,000	15,147.52	424,130,714	15,970.20	447,165,712	8.5	2035/4/25	0.86
20	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ECUADOR	3,384,326	11,235.70	380,252,952	13,186.80	446,284,456	6.9	2030/7/31	0.86
21	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	5,200,000	9,133.78	474,956,935	8,558.09	445,020,680	3.5	2041/7/9	0.85
22	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	3,000,000	13,817.09	414,512,742	14,816.14	444,484,422	6.4	2035/2/14	0.85
23	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	2,900,000	14,550.95	421,977,747	14,875.39	431,386,351	5.125	2034/9/18	0.83
24	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3,300,000	12,447.79	410,777,301	12,969.80	428,003,524	2.659	2031/5/24	0.82
25	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,600,000	15,995.97	415,895,318	16,352.32	425,160,534	9.375	2029/3/14	0.81
26	アメリカ	国債証券	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	2,700,000	15,303.21	413,186,935	15,577.78	420,600,078	5.75	2034/10/28	0.81
27	アメリカ	国債証券	HUNGARY	2,900,000	13,951.52	404,594,171	14,470.15	419,634,372	5.5	2036/3/26	0.80
28	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,800,000	14,728.75	412,405,057	14,953.09	418,686,645	4.75	2030/1/16	0.80
29	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,900,000	13,641.42	395,601,302	14,342.18	415,923,406	6.5	2035/1/3	0.80
30	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PERU	2,800,000	13,892.59	388,992,591	14,373.77	402,465,596	5.875	2054/8/8	0.77

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.84
合 計	97.84

②【投資不動産物件】

野村外国債券（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村外国債券（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

① 【純資産の推移】

野村外国債券（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

2025 年 8 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 特定期間	(2018 年 1 月 17 日)	1, 277	1, 277	0. 9942	0. 9942
第 2 特定期間	(2018 年 7 月 17 日)	19, 476	19, 524	0. 9705	0. 9729
第 3 特定期間	(2019 年 1 月 17 日)	22, 264	22, 322	0. 9258	0. 9282
第 4 特定期間	(2019 年 7 月 17 日)	24, 332	24, 393	0. 9517	0. 9541
第 5 特定期間	(2020 年 1 月 17 日)	23, 732	23, 791	0. 9745	0. 9769
第 6 特定期間	(2020 年 7 月 17 日)	21, 404	21, 457	0. 9808	0. 9832
第 7 特定期間	(2021 年 1 月 18 日)	19, 160	19, 201	0. 9683	0. 9704
第 8 特定期間	(2021 年 7 月 19 日)	18, 838	18, 878	0. 9905	0. 9926
第 9 特定期間	(2022 年 1 月 17 日)	19, 855	19, 897	0. 9761	0. 9782
第 10 特定期間	(2022 年 7 月 19 日)	22, 087	22, 134	0. 9799	0. 9820
第 11 特定期間	(2023 年 1 月 17 日)	22, 114	22, 172	0. 9094	0. 9118
第 12 特定期間	(2023 年 7 月 18 日)	26, 847	26, 913	0. 9757	0. 9781
第 13 特定期間	(2024 年 1 月 17 日)	32, 663	32, 739	1. 0354	1. 0378
第 14 特定期間	(2024 年 7 月 17 日)	38, 536	38, 543	1. 1335	1. 1337
第 15 特定期間	(2025 年 1 月 17 日)	39, 481	39, 488	1. 1027	1. 1029
第 16 特定期間	(2025 年 7 月 17 日)	39, 162	39, 169	1. 1211	1. 1213
	2024 年 8 月末日	37, 858	—	1. 0621	—
	9 月末日	38, 000	—	1. 0641	—
	10 月末日	39, 667	—	1. 1130	—
	11 月末日	39, 168	—	1. 0929	—
	12 月末日	40, 442	—	1. 1287	—
	2025 年 1 月末日	39, 686	—	1. 1094	—

2 月末日	39, 145	—	1. 0865	—
3 月末日	39, 182	—	1. 0924	—
4 月末日	38, 251	—	1. 0672	—
5 月末日	37, 609	—	1. 0754	—
6 月末日	38, 536	—	1. 1024	—
7 月末日	39, 356	—	1. 1286	—
8 月末日	40, 394	—	1. 1260	—

②【分配の推移】

野村外国債券（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 特定期間	2017 年 12 月 15 日～2018 年 1 月 17 日	0. 0000 円
第 2 特定期間	2018 年 1 月 18 日～2018 年 7 月 17 日	0. 0120 円
第 3 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 17 日	0. 0144 円
第 4 特定期間	2019 年 1 月 18 日～2019 年 7 月 17 日	0. 0144 円
第 5 特定期間	2019 年 7 月 18 日～2020 年 1 月 17 日	0. 0144 円
第 6 特定期間	2020 年 1 月 18 日～2020 年 7 月 17 日	0. 0144 円
第 7 特定期間	2020 年 7 月 18 日～2021 年 1 月 18 日	0. 0135 円
第 8 特定期間	2021 年 1 月 19 日～2021 年 7 月 19 日	0. 0126 円
第 9 特定期間	2021 年 7 月 20 日～2022 年 1 月 17 日	0. 0126 円
第 10 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 19 日	0. 0126 円
第 11 特定期間	2022 年 7 月 20 日～2023 年 1 月 17 日	0. 0135 円
第 12 特定期間	2023 年 1 月 18 日～2023 年 7 月 18 日	0. 0144 円
第 13 特定期間	2023 年 7 月 19 日～2024 年 1 月 17 日	0. 0144 円
第 14 特定期間	2024 年 1 月 18 日～2024 年 7 月 17 日	0. 0056 円
第 15 特定期間	2024 年 7 月 18 日～2025 年 1 月 17 日	0. 0012 円
第 16 特定期間	2025 年 1 月 18 日～2025 年 7 月 17 日	0. 0012 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

野村外国債券（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

	計算期間	収益率
第 1 特定期間	2017 年 12 月 15 日～2018 年 1 月 17 日	△0. 6%
第 2 特定期間	2018 年 1 月 18 日～2018 年 7 月 17 日	△1. 2%
第 3 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 17 日	△3. 1%
第 4 特定期間	2019 年 1 月 18 日～2019 年 7 月 17 日	4. 4%
第 5 特定期間	2019 年 7 月 18 日～2020 年 1 月 17 日	3. 9%
第 6 特定期間	2020 年 1 月 18 日～2020 年 7 月 17 日	2. 1%

第7特定期間	2020年7月18日～2021年1月18日	0.1%
第8特定期間	2021年1月19日～2021年7月19日	3.6%
第9特定期間	2021年7月20日～2022年1月17日	△0.2%
第10特定期間	2022年1月18日～2022年7月19日	1.7%
第11特定期間	2022年7月20日～2023年1月17日	△5.8%
第12特定期間	2023年1月18日～2023年7月18日	8.9%
第13特定期間	2023年7月19日～2024年1月17日	7.6%
第14特定期間	2024年1月18日～2024年7月17日	10.0%
第15特定期間	2024年7月18日～2025年1月17日	△2.6%
第16特定期間	2025年1月18日～2025年7月17日	1.8%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村外国債券（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

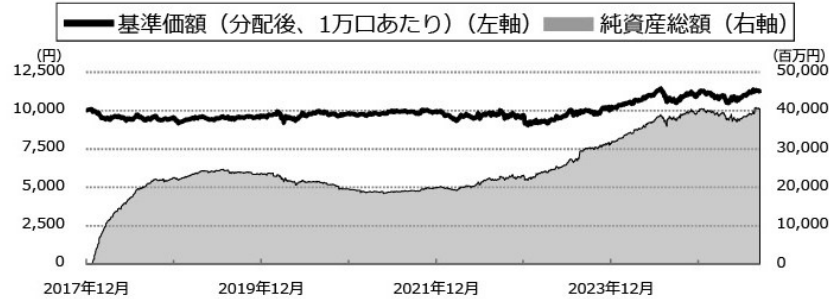
	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2017年12月15日～2018年1月17日	1,285,176,496	—	1,285,176,496
第2特定期間	2018年1月18日～2018年7月17日	19,694,099,183	911,175,347	20,068,100,332
第3特定期間	2018年7月18日～2019年1月17日	6,910,353,727	2,929,253,405	24,049,200,654
第4特定期間	2019年1月18日～2019年7月17日	3,932,734,173	2,414,040,192	25,567,894,635
第5特定期間	2019年7月18日～2020年1月17日	1,993,908,234	3,209,038,607	24,352,764,262
第6特定期間	2020年1月18日～2020年7月17日	1,433,894,591	3,962,465,305	21,824,193,548
第7特定期間	2020年7月18日～2021年1月18日	1,061,029,659	3,097,166,337	19,788,056,870
第8特定期間	2021年1月19日～2021年7月19日	2,019,584,964	2,789,006,727	19,018,635,107
第9特定期間	2021年7月20日～2022年1月17日	2,604,278,815	1,281,467,753	20,341,446,169
第10特定期間	2022年1月18日～2022年7月19日	3,791,852,776	1,591,696,799	22,541,602,146
第11特定期間	2022年7月20日～2023年1月17日	3,845,957,330	2,070,717,321	24,316,842,155
第12特定期間	2023年1月18日～2023年7月18日	4,550,510,004	1,350,138,199	27,517,213,960
第13特定期間	2023年7月19日～2024年1月17日	6,276,129,934	2,246,823,946	31,546,519,948
第14特定期間	2024年1月18日～2024年7月17日	4,313,205,706	1,860,598,304	33,999,127,350
第15特定期間	2024年7月18日～2025年1月17日	3,317,539,139	1,512,628,276	35,804,038,213
第16特定期間	2025年1月18日～2025年7月17日	1,520,360,121	2,393,021,170	34,931,377,164

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

運用実績 (2025年8月29日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次: 設定来)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2025年8月	2 円
2025年7月	2 円
2025年6月	2 円
2025年5月	2 円
2025年4月	2 円
直近1年間累計	24 円
設定来累計	1,714 円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率

銘柄	投資比率 (%)
外国債券マザーファンド	75.1
新興国債券マザーファンド	24.9

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

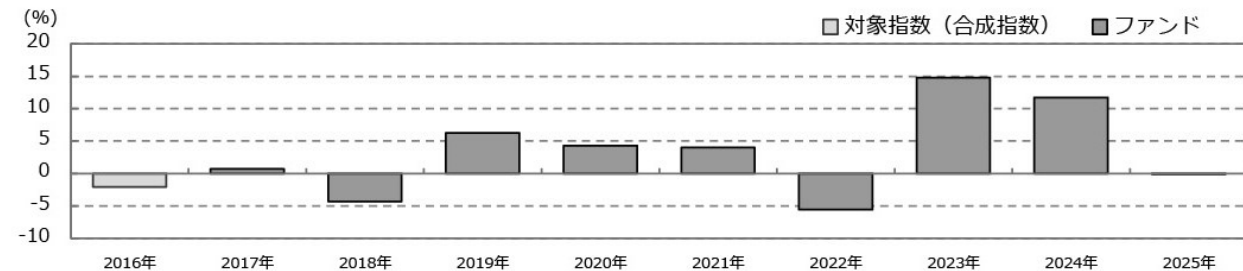
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.9
2	FRANCE (GOVT OF)	国債証券	0.8
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.7
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.7
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.7
6	US TREASURY N/B	国債証券	0.7
7	US TREASURY N/B	国債証券	0.7
8	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.7
9	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	国債証券	0.7
10	US TREASURY N/B	国債証券	0.6

・「新興国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.6
2	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.4
3	REPUBLIC OF ECUADOR	国債証券	0.4
4	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.4
5	FED REPUBLIC OF BRAZIL	国債証券	0.3
6	OMAN GOV INTERNTL BOND	国債証券	0.3
7	REPUBLIC OF TURKEY	国債証券	0.3
8	DOMINICAN REPUBLIC	国債証券	0.2
9	REPUBLIC OF POLAND	国債証券	0.2
10	ABU DHABI GOVT INT'L	国債証券	0.2

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2016年は対象指数(合成指数)の年間収益率。
- ・2017年は設定日(2017年12月15日)から年末までの収益率。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象指数(合成指数)の情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドは、野村投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドの買付けの申込みを行なう投資家は、販売会社に野村投資一任口座を開設した者等に限るものとします。

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

申込日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行もしくはロンドンの銀行の休業日と同日の場合

(4) 販売単位

1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）とします。

(5) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(6) 申込代金の支払い

取得申込日から起算して6営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(7) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

(8) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後 3 時 30 分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4) 換金単位

1 口単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5) 換金価額

換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(7) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して 6 営業日目から販売会社において支払います。

(8) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびす

でに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(9) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては 1 万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日※ ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。※ ² ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※¹ 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※² 残存期間 1 年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(2017年12月15日設定)。

(4)【計算期間】

原則として、毎月18日から翌月17日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

(i)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ii)上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii)上記(i)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv)上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(v)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務

を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

委託者は、毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- (i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- (ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

(j) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を毎年1月、7月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2025年1月18日から2025年7月17日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年9月19日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村外国債券（含む新興国）インデックス B コース（野村投資一任口座向け）の2025年1月18日から2025年7月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村外国債券（含む新興国）インデックス B コース（野村投資一任口座向け）の2025年7月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【野村外国債券（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2025 年 1 月 17 日現在)	当期 (2025 年 7 月 17 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	53,034,315	55,637,879
親投資信託受益証券	39,468,763,085	39,149,770,856
未収入金	22,142,671	7,678,149
未収利息	346	744
流動資産合計	39,543,940,417	39,213,087,628
資産合計	39,543,940,417	39,213,087,628
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,160,807	6,986,275
未払解約金	43,971,944	33,239,164
未払受託者報酬	1,124,516	1,045,691
未払委託者報酬	10,120,621	9,411,202
その他未払費用	74,958	69,702
流動負債合計	62,452,846	50,752,034
負債合計	62,452,846	50,752,034
純資産の部		
元本等		
元本	35,804,038,213	34,931,377,164
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,677,449,358	4,230,958,430
（分配準備積立金）	5,589,749,331	5,843,979,862
元本等合計	39,481,487,571	39,162,335,594
純資産合計	39,481,487,571	39,162,335,594
負債純資産合計	39,543,940,417	39,213,087,628

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024 年 7 月 18 日 至 2025 年 1 月 17 日	当期 自 2025 年 1 月 18 日 至 2025 年 7 月 17 日
営業収益		
受取利息	54,762	149,938
有価証券売買等損益	△867,793,087	731,004,688
営業収益合計	△867,738,325	731,154,626
営業費用		
受託者報酬	6,447,764	6,322,064

委託者報酬	58,029,792	56,898,561
その他費用	429,793	421,410
営業費用合計	64,907,349	63,642,035
営業利益又は営業損失（△）	△932,645,674	667,512,591
経常利益又は経常損失（△）	△932,645,674	667,512,591
当期純利益又は当期純損失（△）	△932,645,674	667,512,591
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△7,056,988	33,011,288
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,537,836,365	3,677,449,358
剰余金増加額又は欠損金減少額	257,361,174	137,434,139
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	257,361,174	137,434,139
剰余金減少額又は欠損金増加額	149,279,329	175,920,676
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	149,279,329	175,920,676
分配金	42,880,166	42,505,694
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,677,449,358	4,230,958,430

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2025 年 1 月 18 日から 2025 年 7 月 17 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2025 年 1 月 17 日現在	当期 2025 年 7 月 17 日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 35,804,038,213 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 34,931,377,164 口
2. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.1027 円 (10,000 口当たり純資産額) (11,027 円)	2. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.1211 円 (10,000 口当たり純資産額) (11,211 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2024 年 7 月 18 日 至 2025 年 1 月 17 日	当期 自 2025 年 1 月 18 日 至 2025 年 7 月 17 日																																																
1. 分配金の計算過程 2024 年 7 月 18 日から 2024 年 8 月 19 日まで	1. 分配金の計算過程 2025 年 1 月 18 日から 2025 年 2 月 17 日まで																																																
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>109,715,605 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,312,941,575 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>5,161,046,056 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>7,583,703,236 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>35,485,993,143 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対</td><td>G=E/F×10,000</td><td>2,137 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	109,715,605 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	2,312,941,575 円	分配準備積立金額	D	5,161,046,056 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,583,703,236 円	当ファンドの期末残存口数	F	35,485,993,143 口	10,000 口当たり収益分配対	G=E/F×10,000	2,137 円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>113,707,539 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,655,203,120 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>5,553,812,680 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>8,322,723,339 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>35,999,668,453 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対</td><td>G=E/F×10,000</td><td>2,311 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	113,707,539 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	2,655,203,120 円	分配準備積立金額	D	5,553,812,680 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,322,723,339 円	当ファンドの期末残存口数	F	35,999,668,453 口	10,000 口当たり収益分配対	G=E/F×10,000	2,311 円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	109,715,605 円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																															
収益調整金額	C	2,312,941,575 円																																															
分配準備積立金額	D	5,161,046,056 円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,583,703,236 円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	35,485,993,143 口																																															
10,000 口当たり収益分配対	G=E/F×10,000	2,137 円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	113,707,539 円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																															
収益調整金額	C	2,655,203,120 円																																															
分配準備積立金額	D	5,553,812,680 円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,322,723,339 円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	35,999,668,453 口																																															
10,000 口当たり収益分配対	G=E/F×10,000	2,311 円																																															

象額		
10,000口当たり分配金額	H	2円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	7,097,198円

2024年8月20日から2024年9月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	97,651,812円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,389,016,831円
分配準備積立金額	D	5,240,488,724円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	7,727,157,367円
当ファンドの期末残存口数	F	35,715,851,868口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	2,163円
10,000口当たり分配金額	H	2円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	7,143,170円

2024年9月18日から2024年10月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	110,132,807円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,416,949,384円
分配準備積立金額	D	5,304,871,643円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	7,831,953,834円
当ファンドの期末残存口数	F	35,720,719,159口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	2,192円
10,000口当たり分配金額	H	2円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	7,144,143円

2024年10月18日から2024年11月18日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	117,480,340円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,513,281,033円
分配準備積立金額	D	5,341,674,675円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	7,972,436,048円
当ファンドの期末残存口数	F	35,851,235,187口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	2,223円
10,000口当たり分配金額	H	2円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	7,170,247円

2024年11月19日から2024年12月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	106,243,858円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,546,813,894円
分配準備積立金額	D	5,413,729,474円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	8,066,787,226円
当ファンドの期末残存口数	F	35,823,006,149口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	2,251円
10,000口当たり分配金額	H	2円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	7,164,601円

2024年12月18日から2025年1月17日まで

象額		
10,000口当たり分配金額	H	2円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	7,199,933円

2025年2月18日から2025年3月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	99,681,776円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,679,105,125円
分配準備積立金額	D	5,618,384,572円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	8,397,171,473円
当ファンドの期末残存口数	F	35,915,760,429口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	2,338円
10,000口当たり分配金額	H	2円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	7,183,152円

2025年3月18日から2025年4月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	112,211,189円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,694,232,668円
分配準備積立金額	D	5,668,625,701円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	8,475,069,558円
当ファンドの期末残存口数	F	35,796,290,422口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	2,367円
10,000口当たり分配金額	H	2円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	7,159,258円

2025年4月18日から2025年5月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	115,905,681円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,675,676,344円
分配準備積立金額	D	5,596,744,283円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	8,388,326,308円
当ファンドの期末残存口数	F	34,961,249,835口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	2,399円
10,000口当たり分配金額	H	2円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	6,992,249円

2025年5月20日から2025年6月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	113,589,877円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,708,438,240円
分配準備積立金額	D	5,665,054,959円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	8,487,083,076円
当ファンドの期末残存口数	F	34,924,136,695口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	2,430円
10,000口当たり分配金額	H	2円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	6,984,827円

2025年6月18日から2025年7月17日まで

項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	114, 277, 668 円	費用控除後の配当等収益額	A	121, 391, 410 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	2, 573, 640, 897 円	収益調整金額	C	2, 753, 297, 723 円
分配準備積立金額	D	5, 482, 632, 470 円	分配準備積立金額	D	5, 729, 574, 727 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8, 170, 551, 035 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8, 604, 263, 860 円
当ファンドの期末残存口数	F	35, 804, 038, 213 口	当ファンドの期末残存口数	F	34, 931, 377, 164 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	2, 281 円	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	2, 463 円
10, 000 口当たり分配金額	H	2 円	10, 000 口当たり分配金額	H	2 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	7, 160, 807 円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000	6, 986, 275 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2024 年 7 月 18 日 至 2025 年 1 月 17 日	当期 自 2025 年 1 月 18 日 至 2025 年 7 月 17 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2025 年 1 月 17 日現在	当期 2025 年 7 月 17 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	2. 時価の算定方法 同左

ります。

(関連当事者との取引に関する注記)	
前期 自 2024 年 7 月 18 日 至 2025 年 1 月 17 日	当期 自 2025 年 1 月 18 日 至 2025 年 7 月 17 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)	
1 元本の移動	
前期 自 2024 年 7 月 18 日 至 2025 年 1 月 17 日	当期 自 2025 年 1 月 18 日 至 2025 年 7 月 17 日
期首元本額 33,999,127,350 円	期首元本額 35,804,038,213 円
期中追加設定元本額 3,317,539,139 円	期中追加設定元本額 1,520,360,121 円
期中一部解約元本額 1,512,628,276 円	期中一部解約元本額 2,393,021,170 円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	前期 自 2024 年 7 月 18 日 至 2025 年 1 月 17 日	当期 自 2025 年 1 月 18 日 至 2025 年 7 月 17 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△432,013,519	999,405,771
合計	△432,013,519	999,405,771

3 デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表
(1) 株式(2025 年 7 月 17 日現在)
該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 7 月 17 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	外国債券マザーファンド	9,535,148,000	29,357,767,177	
		新興国債券マザーファンド	3,758,060,976	9,792,003,679	
		銘柄数: 2	13,293,208,976	39,149,770,856	
	小計	組入時価比率: 100.0%		100.0%	
合計				39,149,770,856	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。
(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「外国債券マザーファンド」および「新興国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
 なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 7 月 17 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	284,753,622
コール・ローン	484,110,146
国債証券	1,021,368,697,419
派生商品評価勘定	22,344
未収入金	360,465,185
未収利息	9,017,478,372
前払費用	1,811,099,401
その他未収収益	4,539,100
流動資産合計	1,033,331,165,589
資産合計	1,033,331,165,589
負債の部	
流動負債	
未払金	88,291,423
未払解約金	438,951,993
その他未払費用	3,530,311
流動負債合計	530,773,727
負債合計	530,773,727
純資産の部	
元本等	
元本	335,447,264,472
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	697,353,127,390
元本等合計	1,032,800,391,862
純資産合計	1,032,800,391,862
負債純資産合計	1,033,331,165,589

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	約定日基準で計上しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
------------------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025 年 7 月 17 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額)	 3.0789 円 (30,789 円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券 なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	 147,611,243,597 円
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価 貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。 有価証券 なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	 156,526,808,152 円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2025 年 1 月 18 日 至 2025 年 7 月 17 日	
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025 年 7 月 17 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	
2. 時価の算定方法 国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025 年 7 月 17 日現在	
期首	2025 年 1 月 18 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	324, 178, 863, 231 円
同期中における追加設定元本額	34, 440, 418, 575 円
同期中における一部解約元本額	23, 172, 017, 334 円
期末元本額	335, 447, 264, 472 円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト 3 0	54, 636, 982 円
バランスセレクト 5 0	69, 613, 668 円
バランスセレクト 7 0	78, 985, 990 円
野村外国債券インデックスファンド	217, 079, 000 円
野村世界 6 資産分散投信（安定コース）	2, 941, 359, 508 円
野村世界 6 資産分散投信（分配コース）	22, 641, 216, 240 円
野村世界 6 資産分散投信（成長コース）	4, 082, 971, 573 円
野村資産設計ファンド 2 0 1 5	15, 723, 334 円
野村資産設計ファンド 2 0 2 0	16, 851, 296 円
野村資産設計ファンド 2 0 2 5	22, 992, 767 円
野村資産設計ファンド 2 0 3 0	43, 543, 280 円
野村資産設計ファンド 2 0 3 5	36, 768, 628 円
野村資産設計ファンド 2 0 4 0	59, 576, 819 円
野村外国債券インデックス B コース（野村投資一任口座向け）	76, 321, 743, 823 円
のむラップ・ファンド（保守型）	3, 729, 020, 366 円
のむラップ・ファンド（普通型）	46, 847, 539, 519 円
のむラップ・ファンド（積極型）	20, 401, 929, 688 円
野村外国債券インデックス（野村 SMA 向け）	270, 117, 143 円
野村資産設計ファンド 2 0 4 5	12, 175, 884 円
野村インデックスファンド・外国債券	1, 166, 151, 443 円
マイ・ロード	4, 906, 444, 979 円
ネクストコア	59, 412, 880 円
野村インデックスファンド・海外 5 資産バランス	391, 981, 420 円
野村外国債券インデックス B コース（野村 SMA・EW 向け）	9, 867, 382, 619 円
野村世界 6 資産分散投信（配分変更コース）	868, 294, 454 円
野村資産設計ファンド 2 0 5 0	11, 496, 586 円
野村ターゲットデートファンド 2 0 1 6 2 0 2 6－2 0 2 8 年目標型	2, 704, 171 円
野村ターゲットデートファンド 2 0 1 6 2 0 2 9－2 0 3 1 年目標型	2, 105, 756 円
野村ターゲットデートファンド 2 0 1 6 2 0 3 2－2 0 3 4 年目標型	2, 021, 409 円
野村ターゲットデートファンド 2 0 1 6 2 0 3 5－2 0 3 7 年目標型	1, 686, 874 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	1, 418, 669, 719 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	5, 817, 931, 477 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	1, 867, 013 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1, 725, 730 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	5, 060, 989 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	1, 592, 106 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	7, 264, 658 円
野村 6 資産均等バランス	6, 312, 802, 290 円
野村外国債券（含む新興国）インデックス B コース（野村投資一任口座向け）	9, 535, 148, 000 円
世界 6 資産分散ファンド	105, 069, 934 円
野村資産設計ファンド 2 0 6 0	6, 351, 747 円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	17, 087, 047, 632 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	10, 799, 201, 092 円
野村外国債券インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）	5, 214, 812 円
グローバル・インデックス・バランス 2 5 VA（適格機関投資家専用）	618, 673, 917 円
グローバル・インデックス・バランス 5 0 VA（適格機関投資家専用）	144, 989, 257 円
グローバル・インデックス・バランス 4 0 VA（適格機関投資家専用）	610, 374, 379 円
グローバル・インデックス・バランス 6 0 VA（適格機関投資家専用）	209, 829, 414 円

ワールド・インデックス・ファンドV A安定型（適格機関投資家専用）	660,217 円
ワールド・インデックス・ファンドV Aバランス型（適格機関投資家専用）	4,167,430 円
ワールド・インデックス・ファンドV A積極型（適格機関投資家専用）	62,925 円
野村インデックス・バランス60V A（適格機関投資家専用）	1,951,653,483 円
野村ワールド・インデックス・バランス50V A（適格機関投資家専用）	4,814,049 円
野村世界インデックス・バランス40V A（適格機関投資家専用）	5,432,158 円
野村グローバル・インデックス・バランス25V A（適格機関投資家専用）	150,791,650 円
野村グローバル・インデックス・バランス50V A（適格機関投資家専用）	100,675,262 円
野村グローバル・インデックス・バランス75V A（適格機関投資家専用）	1,778,881,617 円
野村世界バランス25V A（適格機関投資家専用）	31,579,052 円
ノムラ外国債券インデックスファンドV A（適格機関投資家専用）	1,107,888,823 円
ノムラF O F s用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	1,084,919,251 円
野村F O F s用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	3,105,978 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	1,098,171,825 円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	3,680,021 円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	7,351,877 円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	7,906,554 円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	644,183,332 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	5,359,422,686 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	7,744,391,325 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	7,421,138,809 円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	29,742,488,329 円
マイバランスDC30	2,454,753,008 円
マイバランスDC50	2,121,882,969 円
マイバランスDC70	1,833,849,960 円
野村DC外国債券インデックスファンド	12,525,532,984 円
野村DC運用戦略ファンド	4,109,107,879 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	515,637,995 円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	666,050,941 円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	1,629,452,425 円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	691,943,316 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	41,886,248 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	110,863,478 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	66,202,587 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	48,677,319 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	39,010,367 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	22,844,723 円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	694,292,432 円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	338,469,380 円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	235,561,676 円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	319,057,321 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	13,853,384 円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	131,139,805 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	86,760,069 円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	400,096,499 円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	255,048,519 円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	9,580,270 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年7月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 7 月 17 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	47,050,000.00	49,402,500.00	
		US TREASURY BOND	11,950,000.00	12,451,339.54	
		US TREASURY BOND	100,000.00	97,730.46	
		US TREASURY BOND	8,100,000.00	6,063,925.68	
		US TREASURY BOND	10,200,000.00	8,664,022.80	
		US TREASURY BOND	100,000.00	97,193.35	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,923.17	
		US TREASURY N/B	10,050,000.00	9,749,016.57	
		US TREASURY N/B	9,100,000.00	9,143,857.45	
		US TREASURY N/B	54,070,000.00	54,297,002.08	
		US TREASURY N/B	15,000,000.00	14,665,273.50	
		US TREASURY N/B	15,300,000.00	14,765,999.40	
		US TREASURY N/B	53,950,000.00	54,102,117.42	
		US TREASURY N/B	44,830,000.00	43,615,008.37	
		US TREASURY N/B	22,100,000.00	22,168,138.72	
		US TREASURY N/B	14,050,000.00	13,638,378.55	
		US TREASURY N/B	360,000.00	347,034.34	
		US TREASURY N/B	67,200,000.00	66,967,682.87	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,640.62	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,195.31	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,308.59	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,710.93	
		US TREASURY N/B	600,000.00	582,117.18	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,777.34	
		US TREASURY N/B	270,000.00	260,212.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,531.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,878.90	
		US TREASURY N/B	31,550,000.00	30,341,609.76	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,033.20	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,406.25	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,503,867.15	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,625.00	
		US TREASURY N/B	3,250,000.00	3,145,263.55	
		US TREASURY N/B	7,200,000.00	7,236,702.72	

		US TREASURY N/B	100,000.00	94,625.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,673.82	
		US TREASURY N/B	42,100,000.00	42,503,730.58	
		US TREASURY N/B	42,700,000.00	40,217,225.58	
		US TREASURY N/B	350,000.00	343,040.98	
		US TREASURY N/B	69,100,000.00	67,248,334.21	
		US TREASURY N/B	67,250,000.00	67,939,574.77	
		US TREASURY N/B	64,950,000.00	61,009,866.70	
		US TREASURY N/B	59,400,000.00	58,042,614.96	
		US TREASURY N/B	300,000.00	281,080.05	
		US TREASURY N/B	300,000.00	296,460.93	
		US TREASURY N/B	70,400,000.00	65,612,243.84	
		US TREASURY N/B	37,100,000.00	36,280,464.71	
		US TREASURY N/B	2,900,000.00	2,806,542.86	
		US TREASURY N/B	50,000.00	46,597.65	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,482.42	
		US TREASURY N/B	10,700,000.00	9,918,398.17	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,550.78	
		US TREASURY N/B	10,350,000.00	9,593,156.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,550.78	
		US TREASURY N/B	41,300,000.00	38,300,909.64	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,029.29	
		US TREASURY N/B	500,000.00	462,460.90	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,048.82	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,138.67	
		US TREASURY N/B	600,000.00	583,710.90	
		US TREASURY N/B	23,750,000.00	22,147,801.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,355.46	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,433.59	
		US TREASURY N/B	20,050,000.00	18,680,175.98	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,054.68	
		US TREASURY N/B	48,400,000.00	47,131,387.60	
		US TREASURY N/B	45,300,000.00	42,116,610.45	
		US TREASURY N/B	9,900,000.00	9,836,964.72	
		US TREASURY N/B	43,950,000.00	40,773,065.46	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,414.06	

		US TREASURY N/B	66,900,000.00	61,463,063.76	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,744.14	
		US TREASURY N/B	8,650,000.00	8,400,805.61	
		US TREASURY N/B	46,900,000.00	43,144,332.42	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,472.65	
		US TREASURY N/B	17,900,000.00	16,498,064.84	
		US TREASURY N/B	100,000.00	102,246.09	
		US TREASURY N/B	15,600,000.00	14,404,405.08	
		US TREASURY N/B	100,000.00	103,050.78	
		US TREASURY N/B	17,950,000.00	17,526,491.29	
		US TREASURY N/B	100,000.00	92,531.25	
		US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,264,476.30	
		US TREASURY N/B	29,500,000.00	27,127,323.85	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,542.96	
		US TREASURY N/B	7,450,000.00	6,926,462.42	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,332.03	
		US TREASURY N/B	8,350,000.00	7,999,690.78	
		US TREASURY N/B	24,400,000.00	22,748,232.24	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,173.82	
		US TREASURY N/B	51,350,000.00	48,657,128.97	
		US TREASURY N/B	11,350,000.00	11,434,459.89	
		US TREASURY N/B	2,850,000.00	2,747,244.10	
		US TREASURY N/B	6,200,000.00	6,353,667.62	
		US TREASURY N/B	31,200,000.00	29,510,810.16	
		US TREASURY N/B	15,100,000.00	14,472,406.25	
		US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,123,632.40	
		US TREASURY N/B	41,350,000.00	40,338,860.18	
		US TREASURY N/B	7,850,000.00	7,941,991.79	
		US TREASURY N/B	29,900,000.00	28,459,893.40	
		US TREASURY N/B	13,000,000.00	13,033,768.80	
		US TREASURY N/B	100,000.00	91,501.95	
		US TREASURY N/B	41,000,000.00	39,749,176.10	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,746.09	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,932,109.20	
		US TREASURY N/B	11,600,000.00	11,624,015.48	
		US TREASURY N/B	50,000.00	45,733.39	

		US TREASURY N/B	3,900,000.00	3,887,583.96	
		US TREASURY N/B	9,150,000.00	9,117,831.34	
		US TREASURY N/B	3,450,000.00	3,507,948.96	
		US TREASURY N/B	100,000.00	84,996.09	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,078.12	
		US TREASURY N/B	15,450,000.00	15,630,449.82	
		US TREASURY N/B	450,000.00	404,165.02	
		US TREASURY N/B	35,050,000.00	35,103,395.17	
		US TREASURY N/B	47,850,000.00	47,123,837.97	
		US TREASURY N/B	42,250,000.00	41,359,610.82	
		US TREASURY N/B	34,900,000.00	38,339,555.54	
		US TREASURY N/B	59,800,000.00	51,056,582.20	
		US TREASURY N/B	2,350,000.00	2,325,352.49	
		US TREASURY N/B	39,000,000.00	38,568,866.70	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,003.90	
		US TREASURY N/B	41,180,000.00	34,829,269.81	
		US TREASURY N/B	19,750,000.00	19,858,006.82	
		US TREASURY N/B	6,750,000.00	6,940,898.10	
		US TREASURY N/B	100,000.00	104,023.43	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,632.81	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,582.03	
		US TREASURY N/B	5,500,000.00	5,484,960.80	
		US TREASURY N/B	9,300,000.00	9,904,500.00	
		US TREASURY N/B	500,000.00	428,486.30	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,937.50	
		US TREASURY N/B	43,100,000.00	43,214,482.22	
		US TREASURY N/B	100,000.00	87,294.92	
		US TREASURY N/B	65,400,000.00	67,201,050.60	
		US TREASURY N/B	50,000.00	42,327.14	
		US TREASURY N/B	9,250,000.00	9,065,722.42	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	846,406.20	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,416,214.80	
		US TREASURY N/B	14,750,000.00	12,807,435.32	
		US TREASURY N/B	64,230,000.00	59,196,975.73	
		US TREASURY N/B	48,250,000.00	43,932,942.22	
		US TREASURY N/B	200,000.00	198,613.28	

		US TREASURY N/B	51,800,000.00	49,257,547.22	
		US TREASURY N/B	37,850,000.00	35,575,302.05	
		US TREASURY N/B	46,550,000.00	45,191,684.96	
		US TREASURY N/B	23,650,000.00	23,936,384.94	
		US TREASURY N/B	55,150,000.00	53,758,322.84	
		US TREASURY N/B	68,750,000.00	68,760,738.75	
		US TREASURY N/B	29,500,000.00	28,347,078.05	
		US TREASURY N/B	39,650,000.00	39,138,883.74	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	4,160,538.96	
		US TREASURY N/B	2,150,000.00	2,116,238.12	
		US TREASURY N/B	350,000.00	352,529.27	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,937.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	88,167.96	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,046.87	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,261.71	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,675.78	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,136.71	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,292.96	
		US TREASURY N/B	200,000.00	120,871.08	
		US TREASURY N/B	100,000.00	89,589.84	
		US TREASURY N/B	850,000.00	508,970.65	
		US TREASURY N/B	50,000.00	31,017.57	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,679.68	
		US TREASURY N/B	200,000.00	134,003.90	
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,343.75	
		US TREASURY N/B	13,000,000.00	8,392,870.20	
		US TREASURY N/B	400,000.00	318,781.24	
		US TREASURY N/B	57,850,000.00	38,709,783.71	
		US TREASURY N/B	100,000.00	79,378.90	
		US TREASURY N/B	32,050,000.00	22,662,853.06	
		US TREASURY N/B	100,000.00	77,593.75	
		US TREASURY N/B	500,000.00	402,373.00	
		US TREASURY N/B	200,000.00	148,648.42	
		US TREASURY N/B	100,000.00	81,650.39	
		US TREASURY N/B	100,000.00	73,972.65	
		US TREASURY N/B	41,590,000.00	32,484,060.81	

		US TREASURY N/B	100,000.00	87,091.79	
		US TREASURY N/B	100,000.00	86,933.59	
		US TREASURY N/B	100,000.00	83,613.28	
		US TREASURY N/B	100,000.00	92,750.00	
		US TREASURY N/B	46,100,000.00	38,353,037.91	
		US TREASURY N/B	8,600,000.00	6,875,632.06	
		US TREASURY N/B	50,450,000.00	38,643,514.42	
		US TREASURY N/B	47,650,000.00	35,635,123.97	
		US TREASURY N/B	34,900,000.00	23,841,062.50	
		US TREASURY N/B	25,400,000.00	18,894,224.34	
		US TREASURY N/B	7,200,000.00	5,324,624.64	
		US TREASURY N/B	400,000.00	268,890.60	
		US TREASURY N/B	26,700,000.00	17,884,826.79	
		US TREASURY N/B	39,900,000.00	25,320,911.06	
		US TREASURY N/B	11,200,000.00	7,997,500.00	
		US TREASURY N/B	7,000,000.00	5,097,694.70	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,452,734.20	
		US TREASURY N/B	11,400,000.00	7,875,351.42	
		US TREASURY N/B	6,300,000.00	4,339,617.03	
		US TREASURY N/B	49,700,000.00	35,793,706.41	
		US TREASURY N/B	52,650,000.00	38,728,597.63	
		US TREASURY N/B	12,750,000.00	9,138,661.95	
		US TREASURY N/B	44,100,000.00	31,471,206.48	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,848,538.96	
		US TREASURY N/B	14,650,000.00	8,879,272.70	
		US TREASURY N/B	300,000.00	186,539.04	
		US TREASURY N/B	36,100,000.00	20,469,122.37	
		US TREASURY N/B	1,150,000.00	545,688.45	
		US TREASURY N/B	54,800,000.00	29,671,202.43	
		US TREASURY N/B	1,750,000.00	1,070,473.60	
		US TREASURY N/B	100,000.00	55,523.43	
		US TREASURY N/B	100,000.00	53,535.15	
		US TREASURY N/B	100,000.00	58,855.46	
		US TREASURY N/B	16,350,000.00	11,107,781.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	69,650.39	
		US TREASURY N/B	500,000.00	479,199.20	

小計	US TREASURY N/B	20,800,000.00	18,347,467.84	
	US TREASURY N/B	43,050,000.00	38,006,757.07	
	銘柄数：216	3,475,030,000.00	3,147,152,534.76	
	組入時価比率：45.3%		(467,383,622,937)	45.8%
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	4,590,000.00	4,647,373.16	
	CANADIAN GOVERNMENT	11,650,000.00	11,422,405.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	11,650,000.00	11,685,203.97	
	CANADIAN GOVERNMENT	4,190,000.00	4,087,159.38	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,450,000.00	1,402,721.44	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	3,294,630.57	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,117,318.07	
	CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	244,036.42	
	CANADIAN GOVERNMENT	6,600,000.00	6,659,817.12	
	CANADIAN GOVERNMENT	16,150,000.00	16,704,385.89	
	CANADIAN GOVERNMENT	9,530,000.00	10,472,085.29	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	97,283.57	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,850,000.00	1,882,075.85	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	96,715.91	
	CANADIAN GOVERNMENT	7,300,000.00	6,680,623.46	
	CANADIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,156,913.92	
	CANADIAN GOVERNMENT	13,600,000.00	12,340,246.96	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	89,731.03	
	CANADIAN GOVERNMENT	8,550,000.00	7,844,213.74	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,500,000.00	3,296,952.05	
	CANADIAN GOVERNMENT	21,310,000.00	24,660,673.58	
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	787,282.64	
	CANADIAN GOVERNMENT	7,800,000.00	7,804,725.24	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,074,142.96	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,265,168.19	
	CANADIAN GOVERNMENT	6,730,000.00	7,595,486.74	
	CANADIAN GOVERNMENT	6,240,000.00	5,960,697.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,800,000.00	1,493,740.08	
	CANADIAN GOVERNMENT	14,600,000.00	10,067,003.68	
	CANADIAN GOVERNMENT	5,650,000.00	3,584,833.47	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,550,000.00	1,238,379.32	

	小計	CANADIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,420,696.56	
		銘柄数：32	189,540,000.00	182,174,723.46	
		組入時価比率：1.9%		(19,744,096,528)	1.9%
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	2,700,000.00	2,665,401.39	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	171,600,000.00	164,793,657.60	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	133,900,000.00	132,364,474.97	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	6,014,778.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	41,700,000.00	41,582,952.27	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	84,300,000.00	84,010,328.34	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	161,000,000.00	153,134,924.60	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	68,500,000.00	62,372,620.20	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	357,680.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	37,000,000.00	34,398,918.50	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	56,800,000.00	59,380,690.96	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	151,700,000.00	138,562,613.13	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	91,100,000.00	75,072,886.32	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	117,500,000.00	97,235,256.75	
	小計	銘柄数：14	1,124,200,000.00	1,051,947,183.03	
		組入時価比率：0.8%		(8,335,313,894)	0.8%
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	96,281.40	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	94,600.00	
		BELGIUM KINGDOM	5,350,000.00	5,409,920.00	
		BELGIUM KINGDOM	650,000.00	649,480.00	
		BELGIUM KINGDOM	9,800,000.00	8,894,480.00	
		BELGIUM KINGDOM	16,250,000.00	17,405,375.00	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	88,660.00	
		BELGIUM KINGDOM	2,000,000.00	2,000,200.00	
		BELGIUM KINGDOM	1,950,000.00	1,901,640.00	
		BELGIUM KINGDOM	3,850,000.00	3,812,270.00	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	83,020.00	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	125,500.00	
		BELGIUM KINGDOM	11,150,000.00	11,815,655.00	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	190,560.00	
		BELGIUM KINGDOM	150,000.00	142,425.00	

		BELGIUM KINGDOM	3, 500, 000. 00	3, 444, 609. 00	
		BELGIUM KINGDOM	1, 700, 000. 00	1, 465, 230. 00	
		BELGIUM KINGDOM	5, 950, 000. 00	5, 316, 955. 70	
		BELGIUM KINGDOM	1, 000, 000. 00	605, 200. 40	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	14, 130, 000. 00	15, 369, 201. 00	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	14, 750, 000. 00	16, 974, 381. 12	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5, 100, 000. 00	5, 306, 491. 86	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	99, 282. 44	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	6, 100, 000. 00	5, 919, 440. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	99, 193. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	42, 400, 000. 00	42, 830, 970. 56	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	97, 540. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	98, 176. 27	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	12, 000, 000. 00	12, 061, 800. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500, 000. 00	545, 625. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	96, 875. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	26, 400, 000. 00	27, 502, 229. 04	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	43, 300, 000. 00	43, 659, 390. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	91, 096. 03	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500, 000. 00	466, 575. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	27, 200, 000. 00	27, 778, 554. 88	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	97, 807. 28	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	101, 190. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	95, 480. 62	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	17, 450, 000. 00	18, 102, 972. 02	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9, 050, 000. 00	9, 138, 646. 56	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5, 650, 000. 00	5, 768, 173. 14	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	88, 307. 76	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7, 600, 000. 00	7, 807, 904. 08	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	14, 900, 000. 00	16, 931, 853. 40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2, 000, 000. 00	1, 935, 774. 60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10, 600, 000. 00	11, 794, 177. 98	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600, 000. 00	390, 060. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5, 550, 000. 00	6, 506, 266. 66	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	85, 559. 61	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500, 000. 00	405, 149. 50	

		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	11,950,000.00	11,665,297.21	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,250,000.00	4,437,847.05	
		BUNDESobligation	10,000,000.00	10,132,500.00	
		BUNDESobligation	1,100,000.00	1,102,145.00	
		BUNDESobligation	4,000,000.00	4,039,160.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	97,623.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,500,000.00	3,813,845.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	950,000.00	1,034,930.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,550.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	38,500,000.00	41,566,525.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	94,973.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	93,770.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	94,060.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	31,970,000.00	37,537,895.20	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,800,000.00	1,814,310.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	45,900,000.00	53,484,975.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	13,900,000.00	13,738,204.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	450,000.00	437,013.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,900,000.00	18,663,957.42	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	11,750,000.00	9,039,392.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	27,450,000.00	30,658,657.95	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	30,870,000.00	35,499,141.72	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	91,675.10	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	19,600,000.00	17,748,584.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	69,299.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	459,280.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	16,550,000.00	14,348,684.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	21,150,000.00	19,778,634.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	25,580,000.00	26,117,180.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	106,800.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	20,950,000.00	21,509,365.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	34,660,000.00	35,162,570.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	29,450,000.00	29,679,710.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	200,900.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,100,000.00	2,102,100.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,700,000.00	1,721,760.00	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	199,620.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	30,550,000.00	30,895,215.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,950,000.00	2,037,360.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	30,700,000.00	32,489,810.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	37,550,000.00	38,770,375.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	102,250.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	167,130.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,800,000.00	1,896,840.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	104,160.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	24,000,000.00	25,118,400.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5,050,000.00	5,107,065.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	9,000,000.00	8,973,900.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	11,200,000.00	11,880,960.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	94,620.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	26,500,000.00	27,395,700.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	117,120.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	205,800.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	7,650,000.00	7,723,440.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	138,180.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	87,250.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,970.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	30,950,000.00	36,298,160.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	94,660.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5,700,000.00	6,072,780.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	4,000,000.00	4,145,600.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	26,450,000.00	29,827,665.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5,650,000.00	5,833,625.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,370.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	30,700,000.00	31,034,630.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,500,000.00	2,512,250.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	650,000.00	570,830.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	90,860.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	450,000.00	506,970.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	182,300.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	8,200,000.00	9,197,940.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,500,000.00	10,345,650.00	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	299,680.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	14,500,000.00	15,135,100.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	8,400,000.00	9,135,840.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	450,000.00	392,805.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	353,880.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	94,230.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	15,700,000.00	15,398,560.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	8,550,000.00	6,009,706.08	
		FINNISH GOVERNMENT	1,700,000.00	1,613,980.00	
		FINNISH GOVERNMENT	2,950,000.00	2,743,097.62	
		FINNISH GOVERNMENT	1,050,000.00	926,488.50	
		FINNISH GOVERNMENT	2,300,000.00	2,084,777.73	
		FINNISH GOVERNMENT	9,400,000.00	8,650,161.05	
		FINNISH GOVERNMENT	350,000.00	353,715.21	
		FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,723,377.40	
		FINNISH GOVERNMENT	3,500,000.00	3,477,250.00	
		FINNISH GOVERNMENT	500,000.00	362,610.25	
		FINNISH GOVERNMENT	4,000,000.00	3,779,386.80	
		FINNISH GOVERNMENT	600,000.00	569,160.00	
		FINNISH GOVERNMENT	1,450,000.00	598,547.82	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	97,770.00	
		FRANCE (GOVT OF)	6,900,000.00	6,962,790.00	
		FRANCE (GOVT OF)	3,900,000.00	3,761,160.00	
		FRANCE (GOVT OF)	23,700,000.00	22,740,150.00	
		FRANCE (GOVT OF)	8,100,000.00	8,120,250.00	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	94,890.00	
		FRANCE (GOVT OF)	250,000.00	252,925.00	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	92,890.00	
		FRANCE (GOVT OF)	60,850,000.00	61,233,355.00	
		FRANCE (GOVT OF)	900,000.00	894,690.00	
		FRANCE (GOVT OF)	2,100,000.00	1,818,180.00	
		FRANCE (GOVT OF)	23,280,000.00	23,172,912.00	
		FRANCE (GOVT OF)	650,000.00	542,035.00	
		FRANCE (GOVT OF)	5,150,000.00	5,129,915.00	
		FRANCE (GOVT OF)	5,200,000.00	5,305,560.00	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	84,832.44	

		FRANCE (GOVT OF)	2, 450, 000. 00	2, 380, 420. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	15, 350, 000. 00	15, 072, 165. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	1, 750, 000. 00	1, 685, 950. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	69, 960. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	200, 000. 00	119, 700. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	45, 820. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	400, 000. 00	177, 880. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	14, 250, 000. 00	11, 922, 975. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	15, 700, 000. 00	14, 367, 070. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	50, 000. 00	25, 985. 00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	16, 050, 000. 00	17, 895, 750. 00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	700, 000. 00	653, 119. 10	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	34, 350, 000. 00	40, 485, 961. 11	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	44, 050, 000. 00	49, 127, 277. 88	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	17, 000, 000. 00	17, 547, 400. 00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	36, 800, 000. 00	39, 582, 080. 00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	10, 450, 000. 00	9, 483, 591. 31	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	23, 750, 000. 00	23, 037, 500. 00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	400, 000. 00	383, 200. 00	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	3, 800, 000. 00	3, 243, 367. 25	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	9, 950, 000. 00	9, 676, 879. 45	
		IRISH GOVERNMENT	200, 000. 00	194, 118. 10	
		IRISH GOVERNMENT	150, 000. 00	98, 749. 08	
		IRISH TSY 0. 2% 2030	2, 650, 000. 00	2, 361, 862. 05	
		IRISH TSY 1. 10% 2029	10, 860, 000. 00	10, 430, 959. 41	
		IRISH TSY 1. 35% 2031	100, 000. 00	94, 369. 90	
		IRISH TSY 2% 2045	2, 550, 000. 00	2, 036, 315. 25	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100, 000. 00	97, 900. 00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	12, 730, 000. 00	13, 818, 415. 00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100, 000. 00	96, 325. 00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3, 050, 000. 00	2, 844, 125. 00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2, 300, 000. 00	2, 132, 956. 75	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5, 400, 000. 00	5, 454, 000. 00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2, 000, 000. 00	1, 783, 551. 40	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5, 900, 000. 00	5, 103, 628. 03	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5, 650, 000. 00	4, 909, 224. 54	

		NETHERLANDS GOVERNMENT	250,000.00	248,327.60	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	10,600,000.00	10,483,400.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	12,700,000.00	13,974,673.60	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2,900,000.00	1,984,760.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2,900,000.00	3,107,829.66	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	6,800,000.00	6,266,767.12	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	700,000.00	295,858.78	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	4,850,000.00	3,653,020.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	7,450,000.00	7,457,450.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	600,000.00	594,240.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	3,400,000.00	3,165,400.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	4,250,000.00	4,179,025.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	150,000.00	120,570.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	8,550,000.00	5,910,615.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	3,500,000.00	3,291,400.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	6,500,000.00	3,772,600.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,150,000.00	1,072,490.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,850,000.00	4,966,400.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,300,000.00	3,860,110.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	11,700,000.00	12,262,770.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	7,850,000.00	7,021,040.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,250,000.00	4,277,625.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,500,000.00	1,490,400.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	13,050,000.00	14,253,463.17	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,300,000.00	4,087,548.61	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,550,000.00	1,401,200.00	
		SPANISH GOVERNMENT	6,250,000.00	7,397,500.00	
		SPANISH GOVERNMENT	22,950,000.00	24,651,607.09	
	小計	銘柄数：223	1,754,830,000.00	1,798,137,273.70	
		組入時価比率：30.0%		(310,214,642,458) 30.4%	
	英債券	UK TREASURY	50,000.00	48,887.66	
		UK TREASURY	100,000.00	96,051.85	
		UK TREASURY	250,000.00	238,048.32	
		UK TREASURY	100,000.00	101,253.00	
		UK TREASURY	90,000.00	82,342.38	

	UK TREASURY	200,000.00	187,090.00	
	UK TREASURY	100,000.00	107,098.00	
	UK TREASURY	100,000.00	89,101.67	
	UK TREASURY	200,000.00	176,802.00	
	UK TREASURY	500,000.00	415,400.00	
	UK TREASURY	400,000.00	319,024.00	
	UK TREASURY	160,000.00	160,223.23	
	UK TREASURY	100,000.00	76,139.11	
	UK TREASURY	480,000.00	478,805.08	
	UK TREASURY	650,000.00	442,557.76	
	UK TREASURY	1,480,000.00	1,421,492.19	
	UK TREASURY	100,000.00	71,914.61	
	UK TREASURY	18,050,000.00	16,112,254.88	
	UK TREASURY	15,990,000.00	15,699,007.58	
	UK TREASURY	20,200,000.00	18,620,923.58	
	UK TREASURY	500,000.00	454,576.80	
	UK TREASURY	320,000.00	293,684.38	
	UK TREASURY	70,000.00	54,509.00	
	UK TREASURY	21,600,000.00	18,506,847.60	
	UK TREASURY	100,000.00	50,420.89	
	UK TREASURY	100,000.00	51,910.00	
	UK TREASURY	100,000.00	84,275.54	
	UK TREASURY	550,000.00	232,117.21	
	UK TREASURY	100,000.00	76,240.00	
	UK TREASURY	600,000.00	262,784.76	
	UK TREASURY	5,550,000.00	4,187,536.05	
	UK TREASURY	550,000.00	246,471.61	
	UK TREASURY	100,000.00	44,993.32	
	UK TREASURY	100,000.00	78,005.73	
	UK TREASURY	19,850,000.00	15,321,395.19	
	UK TREASURY	100,000.00	53,490.00	
	UK TREASURY	2,650,000.00	1,838,040.00	
	UK TSY 0 1/2% 2061	50,000.00	12,545.00	
	UK TSY 3 1/4% 2044	100,000.00	75,860.00	
	UNITED KINGDOM GILT	7,220,000.00	7,246,889.44	
	UNITED KINGDOM GILT	21,370,000.00	21,333,874.01	

		UNITED KINGDOM GILT	22,640,000.00	22,912,524.46	
		UNITED KINGDOM GILT	5,090,000.00	5,175,868.30	
		UNITED KINGDOM GILT	17,830,000.00	17,932,290.71	
		UNITED KINGDOM GILT	25,200,000.00	25,533,900.00	
		UNITED KINGDOM GILT	24,300,000.00	24,000,740.64	
		UNITED KINGDOM GILT	1,600,000.00	1,613,392.00	
		UNITED KINGDOM GILT	2,300,000.00	2,275,790.42	
		UNITED KINGDOM GILT	16,240,000.00	15,081,982.43	
		UNITED KINGDOM GILT	21,180,000.00	19,828,362.28	
		UNITED KINGDOM GILT	140,000.00	62,693.27	
		UNITED KINGDOM GILT	30,800,000.00	25,949,000.00	
		UNITED KINGDOM GILT	2,650,000.00	2,617,116.68	
		UNITED KINGDOM (GOVERNMENT)	170,000.00	139,936.50	
		銘柄数 : 54	311,120,000.00	288,574,481.12	
		組入時価比率 : 5.6%		(57,414,778,763)	5.6%
	小計				
	スウェーデン クローナ	SWEDISH GOVERNMENT	17,500,000.00	17,332,875.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	26,200,000.00	25,505,700.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	20,000,000.00	19,089,000.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	23,400,000.00	21,024,572.40	
		SWEDISH GOVERNMENT	17,500,000.00	17,681,825.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	7,600,000.00	7,320,320.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	14,800,000.00	16,531,378.00	
		銘柄数 : 7	127,000,000.00	124,485,670.40	
		組入時価比率 : 0.2%		(1,899,651,330)	0.2%
	小計				
	ノルウェー クローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	6,200,000.00	6,029,500.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	10,076,955.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	29,100,000.00	27,029,121.78	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	11,000,000.00	9,839,348.20	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	11,600,000.00	10,024,709.56	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	39,300,000.00	35,412,726.96	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,176,585.15	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	4,200,000.00	4,145,408.82	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	8,600,000.00	8,241,653.48	
	小計	銘柄数 : 9	126,000,000.00	115,976,008.95	

			(1, 678, 172, 849)	
		組入時価比率：0.2%	0.2%	
デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	8,700,000.00	8,793,146.55	
	KINGDOM OF DENMARK	9,600,000.00	9,355,403.52	
	KINGDOM OF DENMARK	18,550,000.00	17,418,450.00	
	KINGDOM OF DENMARK	9,700,000.00	9,614,894.14	
	KINGDOM OF DENMARK	43,500,000.00	52,336,054.95	
	KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	3,851,203.50	
	銘柄数：6	97,550,000.00	101,369,152.66	
			(2,343,654,809)	
小計			0.2%	
		組入時価比率：0.2%	0.2%	
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	15,700,000.00	15,406,838.61	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,141,812.12	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,670,009.75	
	POLAND GOVERNMENT BOND	51,000,000.00	48,808,530.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	8,120,622.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	11,700,000.00	12,149,275.32	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,002,943.10	
	POLAND GOVERNMENT BOND	14,100,000.00	13,065,697.32	
	POLAND GOVERNMENT BOND	8,900,000.00	8,753,816.61	
	POLAND GOVERNMENT BOND	36,500,000.00	30,518,664.70	
	POLAND GOVERNMENT BOND	11,900,000.00	9,607,286.50	
	POLAND GOVERNMENT BOND	16,300,000.00	17,103,459.60	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	3,210,641.61	
	銘柄数：13	181,800,000.00	171,559,597.24	
			(6,956,741,668)	
小計			0.7%	
		組入時価比率：0.7%	0.7%	
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	12,670,000.00	12,236,686.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,100,000.00	5,214,801.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	6,202,791.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,900,000.00	1,854,856.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,570,000.00	3,531,622.50	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,986,075.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	18,000,000.00	17,066,340.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	8,000,000.00	6,922,240.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,600,000.00	4,906,440.00	

		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,900,000.00	1,586,310.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,300,000.00	4,429,210.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,641,696.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,700,000.00	23,247,751.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	274,278.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	96,110.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,900,000.00	4,582,627.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,290,000.00	2,857,628.20	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	14,500,000.00	13,499,500.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	1,931,175.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,050,000.00	3,937,939.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,090,000.00	4,515,126.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	3,289,860.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,450,000.00	1,384,315.00	
	小計	銘柄数：23	141,470,000.00	129,195,377.20	
				(12,490,609,067)	
		組入時価比率：1.2%		1.2%	
	ニュージーランド ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	2,651,350.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,300,000.00	2,096,680.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	5,700,000.00	5,556,075.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,200,000.00	3,275,520.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,300,000.00	1,994,062.96	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,650,000.00	3,150,680.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,700,000.00	4,432,328.89	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000.00	1,965,008.80	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	400,000.00	384,760.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,450,000.00	5,259,330.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,663,740.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	643,300.00	
	小計	銘柄数：12	36,900,000.00	33,072,835.65	
				(2,912,063,178)	
		組入時価比率：0.3%		0.3%	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	1,100,000.00	1,298,000.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	496,850.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	5,192,940.25	
		SINGAPORE GOVERNMENT	2,200,000.00	2,251,700.00	

	小計	SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	204,660.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	450,000.00	468,900.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,800,000.00	1,871,100.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,610,000.00	5,882,646.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	390,540.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	3,930,000.00	4,297,455.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	4,170,000.00	4,197,105.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	850,000.00	907,800.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	3,000,000.00	3,263,250.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	4,726,800.00	
		銘柄数 : 14	34,310,000.00	35,449,746.25	
				(4,096,572,676)	
		組入時価比率 : 0.4%		0.4%	
	リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	2,400,000.00	2,426,477.04	
		MALAYSIA GOVERNMENT	100,000.00	108,296.74	
		MALAYSIA GOVERNMENT	6,300,000.00	6,456,919.77	
		MALAYSIA GOVERNMENT	8,800,000.00	9,743,866.88	
		MALAYSIA GOVERNMENT	8,800,000.00	9,159,552.16	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,000,000.00	1,115,406.70	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	700,000.00	706,772.78	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	405,337.20	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	12,900,000.00	13,083,229.02	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,800,000.00	10,899,152.64	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	6,200,000.00	6,308,930.90	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	500,000.00	522,707.45	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4,980,000.00	5,106,966.09	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	15,400,000.00	16,268,678.58	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	2,400,000.00	2,309,312.88	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	9,718,004.31	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	12,100,000.00	12,404,904.27	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3,600,000.00	3,771,529.56	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,125,234.50	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	401,667.80	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	14,350,000.00	16,448,595.66	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	11,731,032.60	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	10,753,863.20	

小計	MALAYSIAN GOVERNMENT	300,000.00	324,796.89	
	銘柄数：24	142,630,000.00	151,301,235.62	
	組入時価比率：0.5%		(5,286,994,726)	0.5%
人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	84,200,000.00	85,468,784.54	
	CHINA GOVERNMENT BOND	95,000,000.00	95,824,514.50	
	CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	91,246,242.56	
	CHINA GOVERNMENT BOND	160,200,000.00	162,342,915.30	
	CHINA GOVERNMENT BOND	127,900,000.00	127,322,902.41	
	CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	33,486,093.30	
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,200,000.00	85,047,801.38	
	CHINA GOVERNMENT BOND	112,000,000.00	112,339,315.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	86,403,449.28	
	CHINA GOVERNMENT BOND	460,800,000.00	464,550,681.60	
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,100,000.00	3,099,284.52	
	CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	55,077,942.60	
	CHINA GOVERNMENT BOND	24,400,000.00	24,508,831.32	
	CHINA GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	16,856,649.15	
	CHINA GOVERNMENT BOND	40,200,000.00	40,213,792.62	
	CHINA GOVERNMENT BOND	93,900,000.00	96,757,236.15	
	CHINA GOVERNMENT BOND	131,200,000.00	131,339,924.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	35,300,000.00	36,438,534.43	
	CHINA GOVERNMENT BOND	28,500,000.00	28,535,129.10	
	CHINA GOVERNMENT BOND	109,500,000.00	112,603,481.85	
	CHINA GOVERNMENT BOND	17,700,000.00	18,270,009.03	
	CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	73,341,625.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	98,100,000.00	101,477,622.24	
	CHINA GOVERNMENT BOND	111,200,000.00	114,540,081.04	
	CHINA GOVERNMENT BOND	54,200,000.00	56,796,770.78	
	CHINA GOVERNMENT BOND	114,900,000.00	117,195,093.03	
	CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	77,567,133.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	208,100,000.00	211,337,370.08	
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	88,604,128.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	82,600,000.00	83,374,226.32	
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,200,000.00	51,908,971.68	
	CHINA GOVERNMENT BOND	103,500,000.00	103,162,279.50	

		CHINA GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	77,214,808.30	
		CHINA GOVERNMENT BOND	156,000,000.00	164,080,082.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	143,100,000.00	150,515,012.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	143,900,000.00	149,281,931.95	
		CHINA GOVERNMENT BOND	23,800,000.00	25,784,632.02	
		CHINA GOVERNMENT BOND	141,900,000.00	146,092,350.36	
		CHINA GOVERNMENT BOND	98,500,000.00	100,044,381.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,566,996.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	25,800,000.00	25,612,779.72	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,430,770.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	48,700,000.00	49,259,650.66	
		CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	33,863,785.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	63,300,000.00	67,761,491.61	
		CHINA GOVERNMENT BOND	46,100,000.00	49,910,796.57	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	76,602,163.01	
		CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	81,650,417.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	86,000,000.00	91,494,935.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	98,363,296.68	
		CHINA GOVERNMENT BOND	147,500,000.00	155,362,576.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	158,300,000.00	165,899,270.65	
		CHINA GOVERNMENT BOND	28,300,000.00	29,287,174.75	
		CHINA GOVERNMENT BOND	93,500,000.00	96,369,374.75	
		CHINA GOVERNMENT BOND	145,700,000.00	144,783,459.58	
		CHINA GOVERNMENT BOND	47,200,000.00	47,214,929.36	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,200,000.00	11,191,487.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	31,200,000.00	41,446,170.48	
		CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	113,217,384.94	
		CHINA GOVERNMENT BOND	66,100,000.00	82,708,933.78	
		CHINA GOVERNMENT BOND	68,800,000.00	87,363,519.68	
		CHINA GOVERNMENT BOND	180,900,000.00	225,242,750.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	28,900,000.00	28,970,989.96	
	小計	銘柄数：63	5,389,800,000.00	5,646,627,119.92	
				(116,779,589,455)	
		組入時価比率：11.3%		11.4%	
新シェケル		ISRAEL FIXED BOND	7,100,000.00	7,293,479.97	
		ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,835,911.00	

	小計	ISRAEL FIXED BOND	6, 850, 000. 00	6, 808, 252. 67	
		ISRAEL FIXED BOND	10, 100, 000. 00	9, 568, 975. 33	
		ISRAEL FIXED BOND	1, 500, 000. 00	1, 486, 378. 80	
		ISRAEL FIXED BOND	1, 300, 000. 00	1, 327, 285. 70	
		ISRAEL FIXED BOND	10, 500, 000. 00	9, 163, 781. 55	
		ISRAEL FIXED BOND	17, 400, 000. 00	14, 548, 521. 06	
		ISRAEL FIXED BOND	4, 400, 000. 00	4, 326, 803. 36	
		ISRAEL FIXED BOND	12, 600, 000. 00	9, 334, 425. 24	
		ISRAEL FIXED BOND	11, 300, 000. 00	12, 677, 872. 28	
		ISRAEL FIXED BOND	5, 700, 000. 00	5, 077, 013. 37	
		銘柄数：12	93, 750, 000. 00	86, 448, 700. 33	
				(3, 832, 193, 081)	
		0. 4%			
合計				1, 021, 368, 697, 419	
				(1, 021, 368, 697, 419)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3) 貸付有価証券の明細(2025年7月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	28,985,000	
		US TREASURY N/B	297,000	
		US TREASURY BOND	11,000,000	
		US TREASURY N/B	4,145,000	
		US TREASURY N/B	42,000	
		US TREASURY N/B	27,250,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	17,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	20,755,000	
		US TREASURY N/B	23,758,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	4,565,000	
		US TREASURY N/B	43,600,000	
		US TREASURY N/B	47,000	
		US TREASURY N/B	425,000	
		US TREASURY N/B	49,601,000	
		US TREASURY N/B	464,000	

	US TREASURY N/B	US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	16,375,000	
		US TREASURY N/B	14,700,000	
		US TREASURY N/B	50,000,000	
		US TREASURY N/B	4,595,000	
		US TREASURY N/B	25,929,000	
		US TREASURY N/B	9,368,000	
		US TREASURY N/B	3,400,000	
		US TREASURY N/B	27,143,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	29,707,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	46,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	6,672,000	
		US TREASURY N/B	4,958,000	
		US TREASURY N/B	3,480,000	
		US TREASURY N/B	49,999,000	
		US TREASURY N/B	3,570,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	31,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	22,237,000	
		US TREASURY N/B	33,000,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	2,889,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	6,715,000	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,800,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	15,300,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,355,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,000,000	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	15,000,000	
		SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	230,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	250,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,000,000	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	25,000,000	
	ユーロ	BUNDESOBLIGATION	100,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,450,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	232,402	
		FRANCE (GOVT OF)	25,000,000	
		FRANCE (GOVT OF)	7,000,000	

	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	4, 000, 000	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	17, 000, 000	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	34, 200, 000	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	29, 192, 500	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1, 275, 000	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	10, 072, 000	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4, 845, 000	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025 年 7 月 17 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	57, 641, 519	—	57, 619, 175	22, 344
ユーロ	57, 641, 519	—	57, 619, 175	22, 344
合計	57, 641, 519	—	57, 619, 175	22, 344

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

- 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
- ①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2025 年 7 月 17 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	832, 546, 255
コール・ローン	61, 950, 511
国債証券	48, 758, 466, 864
派生商品評価勘定	20, 067
未収入金	27, 667, 413
未収利息	615, 471, 519
前払費用	83, 825, 232
流動資産合計	50, 379, 947, 861
資産合計	50, 379, 947, 861

負債の部

流動負債	
派生商品評価勘定	497, 100
未払解約金	141, 601, 254
その他未払費用	62, 100
流動負債合計	142, 160, 454
負債合計	142, 160, 454
純資産の部	
元本等	
元本	19, 280, 557, 903
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	30, 957, 229, 504
元本等合計	50, 237, 787, 407
純資産合計	50, 237, 787, 407
負債純資産合計	50, 379, 947, 861

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025 年 7 月 17 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2. 6056 円
(10, 000 口当たり純資産額)	(26, 056 円)

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

	自 2025 年 1 月 18 日 至 2025 年 7 月 17 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 7 月 17 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025 年 7 月 17 日現在	
期首	2025 年 1 月 18 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	18,206,024,574 円
同期中における追加設定元本額	5,694,659,712 円
同期中における一部解約元本額	4,620,126,383 円
期末元本額	19,280,557,903 円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ヘッジ型	437,862,499 円
ネクストコア	11,705,940 円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	643,274,025 円
インデックス・ブレンド (タイプⅠ)	3,682,425 円
インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	2,358,984 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	20,387,601 円
インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	7,020,394 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	12,895,600 円
野村外国債券 (含む新興国) インデックス Aコース (野村投資一任口座向け)	1,329,341,817 円
野村外国債券 (含む新興国) インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	3,758,060,976 円
NEXT FUNDS 新興国債券・J. P. モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	1,333,001,809 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国債券	456,713,355 円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	2,153,499 円
ノムラ新興国債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	2,129,805 円
新興国債券・インデックスF (適格機関投資家専用)	1,853,872,677 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信 (適格機関投資家転売制限付)	332,058,273 円
野村新興国債券インデックスファンド (確定拠出年金向け)	7,981,339,068 円
野村DC運用戦略ファンド	806,532,598 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	82,858,822 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	203,307,736 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年7月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年7月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ABU DHABI GOVT INT'L	1,500,000.00	1,388,400.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,100,000.00	2,151,144.66	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,100,000.00	1,840,234.41	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,600,000.00	1,400,298.24	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,200,000.00	1,248,613.44	
		ABU DHABI GOVT INT'L	3,200,000.00	3,169,936.64	
		ABU DHABI GOVT INT'L	800,000.00	427,788.32	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	2,000,000.00	1,735,180.60	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,800,000.00	1,270,765.08	
		CBB INTL SUKUK PROG WLL	2,200,000.00	2,199,238.36	
		CHINA GOVT INTL BOND	1,600,000.00	1,550,484.00	
		CHINA GOVT INTL BOND	2,100,000.00	1,860,782.49	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,800,000.00	1,795,950.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	3,700,000.00	3,408,070.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,500,000.00	2,469,375.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,100,000.00	2,136,225.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,000,000.00	1,723,540.00	
		EGYPT TASKEEK COMPANY	1,000,000.00	1,024,475.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,800,000.00	1,796,220.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,000,000.00	2,057,693.20	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,100,000.00	1,890,364.98	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,200,000.00	2,237,321.46	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,400,000.00	2,368,030.32	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,700,000.00	2,663,264.61	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	4,400,000.00	4,407,700.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,500,000.00	2,376,059.50	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	800,000.00	798,145.52	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	700,000.00	715,335.60	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	1,300,000.00	1,387,638.46	
		HUNGARY	2,400,000.00	2,478,975.84	

		HUNGARY	2, 200, 000. 00	2, 218, 496. 50	
		HUNGARY	1, 900, 000. 00	1, 917, 477. 72	
		HUNGARY	2, 600, 000. 00	2, 159, 396. 46	
		HUNGARY	2, 400, 000. 00	2, 476, 800. 00	
		HUNGARY	2, 900, 000. 00	2, 763, 990. 00	
		HUNGARY	2, 400, 000. 00	1, 388, 580. 48	
		HUNGARY	1, 800, 000. 00	1, 780, 839. 00	
		KSA SUKUK LTD	2, 200, 000. 00	2, 254, 983. 50	
		KSA SUKUK LTD	2, 000, 000. 00	1, 989, 666. 00	
		KSA SUKUK LTD	2, 000, 000. 00	2, 061, 600. 40	
		KSA SUKUK LTD	1, 000, 000. 00	877, 560. 50	
		KSA SUKUK LTD	1, 300, 000. 00	1, 274, 549. 25	
		KSA SUKUK LTD	600, 000. 00	611, 295. 00	
		MEXICO GLOBAL	1, 700, 000. 00	936, 700. 00	
		OMAN GOV INTERNTL BOND	3, 700, 000. 00	3, 953, 765. 24	
		OMAN SOVEREIGN SUKUK	300, 000. 00	304, 590. 09	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	2, 100, 000. 00	2, 113, 681. 50	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	2, 100, 000. 00	2, 090, 500. 44	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	2, 000, 000. 00	1, 599, 000. 00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	7, 760, 000. 00	5, 897, 600. 00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	12, 900, 000. 00	8, 382, 011. 07	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	8, 400, 000. 00	5, 808, 600. 00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	5, 200, 000. 00	3, 133, 000. 00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	2, 277, 590. 31	1, 440, 575. 87	
		REPUBLIC OF CHILE	1, 200, 000. 00	1, 169, 160. 00	
		REPUBLIC OF CHILE	2, 000, 000. 00	2, 026, 200. 00	
		REPUBLIC OF CHILE	2, 200, 000. 00	1, 839, 984. 52	
		REPUBLIC OF CHILE	2, 000, 000. 00	1, 780, 044. 40	
		REPUBLIC OF CHILE	1, 700, 000. 00	1, 653, 329. 90	
		REPUBLIC OF CHILE	1, 900, 000. 00	1, 942, 809. 47	
		REPUBLIC OF CHILE	3, 000, 000. 00	2, 187, 045. 30	
		REPUBLIC OF CHILE	2, 300, 000. 00	1, 955, 299. 46	
		REPUBLIC OF CHILE	2, 000, 000. 00	1, 363, 132. 60	
		REPUBLIC OF CHILE	1, 900, 000. 00	1, 123, 282. 47	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2, 000, 000. 00	2, 079, 024. 60	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2, 200, 000. 00	1, 756, 360. 10	

		REPUBLIC OF COLOMBIA	1, 600, 000. 00	1, 665, 584. 48	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2, 200, 000. 00	2, 205, 511. 88	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	3, 300, 000. 00	3, 455, 476. 20	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2, 000, 000. 00	2, 022, 532. 20	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2, 000, 000. 00	1, 961, 033. 80	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2, 000, 000. 00	1, 992, 196. 20	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2, 200, 000. 00	2, 101, 834. 02	
		REPUBLIC OF ECUADOR	3, 384, 326. 00	2, 883, 784. 18	
		REPUBLIC OF ECUADOR	7, 700, 000. 00	5, 471, 619. 99	
		REPUBLIC OF ECUADOR	3, 600, 000. 00	2, 260, 080. 00	
		REPUBLIC OF INDONESIA	2, 300, 000. 00	1, 499, 248. 33	
		REPUBLIC OF NIGERIA	1, 800, 000. 00	1, 607, 760. 00	
		REPUBLIC OF NIGERIA	1, 800, 000. 00	1, 885, 115. 88	
		REPUBLIC OF PANAMA	3, 000, 000. 00	2, 267, 250. 00	
		REPUBLIC OF PANAMA	3, 000, 000. 00	2, 895, 150. 00	
		REPUBLIC OF PANAMA	1, 600, 000. 00	999, 824. 00	
		REPUBLIC OF PERU	2, 600, 000. 00	2, 181, 504. 00	
		REPUBLIC OF PERU	1, 800, 000. 00	1, 207, 620. 00	
		REPUBLIC OF PERU	2, 800, 000. 00	2, 675, 624. 00	
		REPUBLIC OF PERU	2, 000, 000. 00	1, 046, 700. 00	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	1, 600, 000. 00	1, 027, 796. 00	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	2, 900, 000. 00	2, 025, 018. 96	
		REPUBLIC OF POLAND	1, 200, 000. 00	1, 237, 757. 88	
		REPUBLIC OF POLAND	1, 900, 000. 00	1, 918, 993. 16	
		REPUBLIC OF POLAND	2, 500, 000. 00	2, 554, 205. 50	
		REPUBLIC OF POLAND	2, 000, 000. 00	2, 103, 823. 00	
		REPUBLIC OF POLAND	2, 000, 000. 00	1, 984, 180. 60	
		REPUBLIC OF POLAND	3, 200, 000. 00	3, 197, 486. 08	
		REPUBLIC OF POLAND	3, 000, 000. 00	3, 032, 986. 80	
		REPUBLIC OF POLAND	2, 600, 000. 00	2, 380, 484. 60	
		REPUBLIC OF POLAND	3, 400, 000. 00	3, 116, 350. 58	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2, 400, 000. 00	2, 330, 400. 00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1, 900, 000. 00	1, 684, 222. 13	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1, 800, 000. 00	1, 683, 661. 68	
		REPUBLIC OF TURKEY	3, 700, 000. 00	3, 916, 481. 08	
		REPUBLIC OF TURKEY	2, 500, 000. 00	2, 727, 224. 75	

		REPUBLIC OF TURKEY	2,600,000.00	2,852,389.54	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,900,000.00	3,202,702.00	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,500,000.00	2,386,933.25	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,000,000.00	948,794.00	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,600,000.00	1,597,296.00	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,800,000.00	2,023,549.20	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,200,000.00	1,144,339.56	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,100,000.00	2,139,335.52	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,900,000.00	2,722,283.94	
		REPUBLIC OF TURKIYE	1,500,000.00	1,497,682.20	
		REPUBLIC OF TURKIYE	800,000.00	797,717.92	
		REPUBLIC OF VENEZUELA	7,000,000.00	1,398,250.00	
		REPUBLIC OF VENEZUELA	8,000,000.00	1,504,800.00	
		REPUBLIC OF VENEZUELA	4,000,000.00	905,400.00	
		REPUBLICA ORIENT URUGUAY	2,700,000.00	2,821,500.00	
		REPUBLICA ORIENT URUGUAY	1,800,000.00	1,815,732.00	
		ROMANIA	1,900,000.00	1,962,510.00	
		ROMANIA	2,500,000.00	2,519,250.00	
		ROMANIA	2,200,000.00	2,301,970.00	
		ROMANIA	2,500,000.00	2,466,875.00	
		ROMANIA	2,400,000.00	2,234,547.60	
		ROMANIA	2,300,000.00	1,440,367.18	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,200,000.00	1,222,152.00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,200,000.00	2,216,163.62	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,800,000.00	2,829,844.36	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,200,000.00	1,245,410.76	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,600,000.00	1,665,429.60	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,700,000.00	1,424,025.74	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,400,000.00	2,401,775.28	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,100,000.00	3,094,435.81	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,100,000.00	3,218,181.30	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,900,000.00	1,608,841.53	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,600,000.00	2,455,261.90	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,500,000.00	918,054.15	
		STATE OF QATAR	800,000.00	776,720.00	
		STATE OF QATAR	600,000.00	609,988.92	

		STATE OF QATAR	2, 100, 000. 00	1, 750, 140. 00	
		UAE INT' L GOVT BOND	2, 100, 000. 00	2, 068, 525. 62	
		UAE INT' L GOVT BOND	1, 200, 000. 00	1, 249, 852. 08	
		UAE INT' L GOVT BOND	2, 400, 000. 00	2, 465, 105. 52	
		UAE INT' L GOVT BOND	1, 500, 000. 00	966, 050. 10	
		UKRAINE GOVERNMENT	3, 800, 000. 00	1, 881, 760. 00	
		UKRAINE GOVERNMENT	3, 400, 000. 00	1, 292, 680. 00	
		UKRAINE GOVERNMENT	4, 100, 000. 00	2, 070, 500. 00	
		UKRAINE GOVERNMENT	1, 300, 000. 00	604, 110. 00	
		UKRAINE GOVERNMENT	2, 500, 000. 00	1, 214, 500. 00	
		UNITED MEXICAN STATES	1, 000, 000. 00	1, 033, 257. 70	
		UNITED MEXICAN STATES	3, 300, 000. 00	2, 846, 250. 00	
		UNITED MEXICAN STATES	1, 300, 000. 00	1, 219, 105. 03	
		UNITED MEXICAN STATES	2, 000, 000. 00	1, 673, 094. 20	
		UNITED MEXICAN STATES	2, 000, 000. 00	2, 034, 500. 00	
		UNITED MEXICAN STATES	3, 100, 000. 00	3, 030, 250. 00	
		UNITED MEXICAN STATES	3, 000, 000. 00	3, 094, 194. 30	
		UNITED MEXICAN STATES	1, 800, 000. 00	1, 360, 805. 76	
		UNITED MEXICAN STATES	1, 500, 000. 00	1, 031, 461. 05	
		UNITED MEXICAN STATES	1, 900, 000. 00	1, 711, 435. 07	
		UNITED MEXICAN STATES	2, 300, 000. 00	2, 075, 242. 62	
		UNITED MEXICAN STATES	3, 000, 000. 00	3, 035, 280. 60	
		UNITED MEXICAN STATES	1, 300, 000. 00	744, 421. 21	
	小計	銘柄数：161	386, 821, 916. 31	328, 317, 735. 27	
				(48, 758, 466, 864)	
		組入時価比率：97. 1%		100. 0%	
合計				48, 758, 466, 864	
				(48, 758, 466, 864)	

(注 1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025 年 7 月 17 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	106, 429, 899	—	106, 906, 932	△477, 033

米ドル	106, 429, 899	—	106, 906, 932	△477, 033
合計	106, 429, 899	—	106, 906, 932	△477, 033

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村外国債券（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）

2025年8月29日現在

I 資産総額	40, 458, 930, 052円
II 負債総額	64, 011, 923円
III 純資産総額（I－II）	40, 394, 918, 129円
IV 発行済口数	35, 875, 578, 401口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1. 1260円

(参考) 外国債券マザーファンド

2025年8月29日現在

I 資産総額	1, 050, 037, 170, 602円
II 負債総額	2, 291, 123, 310円
III 純資産総額（I－II）	1, 047, 746, 047, 292円
IV 発行済口数	340, 127, 956, 475口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3. 0804円

(参考) 新興国債券マザーファンド

2025年8月29日現在

I 資産総額	52, 014, 518, 840円
II 負債総額	131, 336, 174円
III 純資産総額（I－II）	51, 883, 182, 666円
IV 発行済口数	19, 558, 733, 278口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2. 6527円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

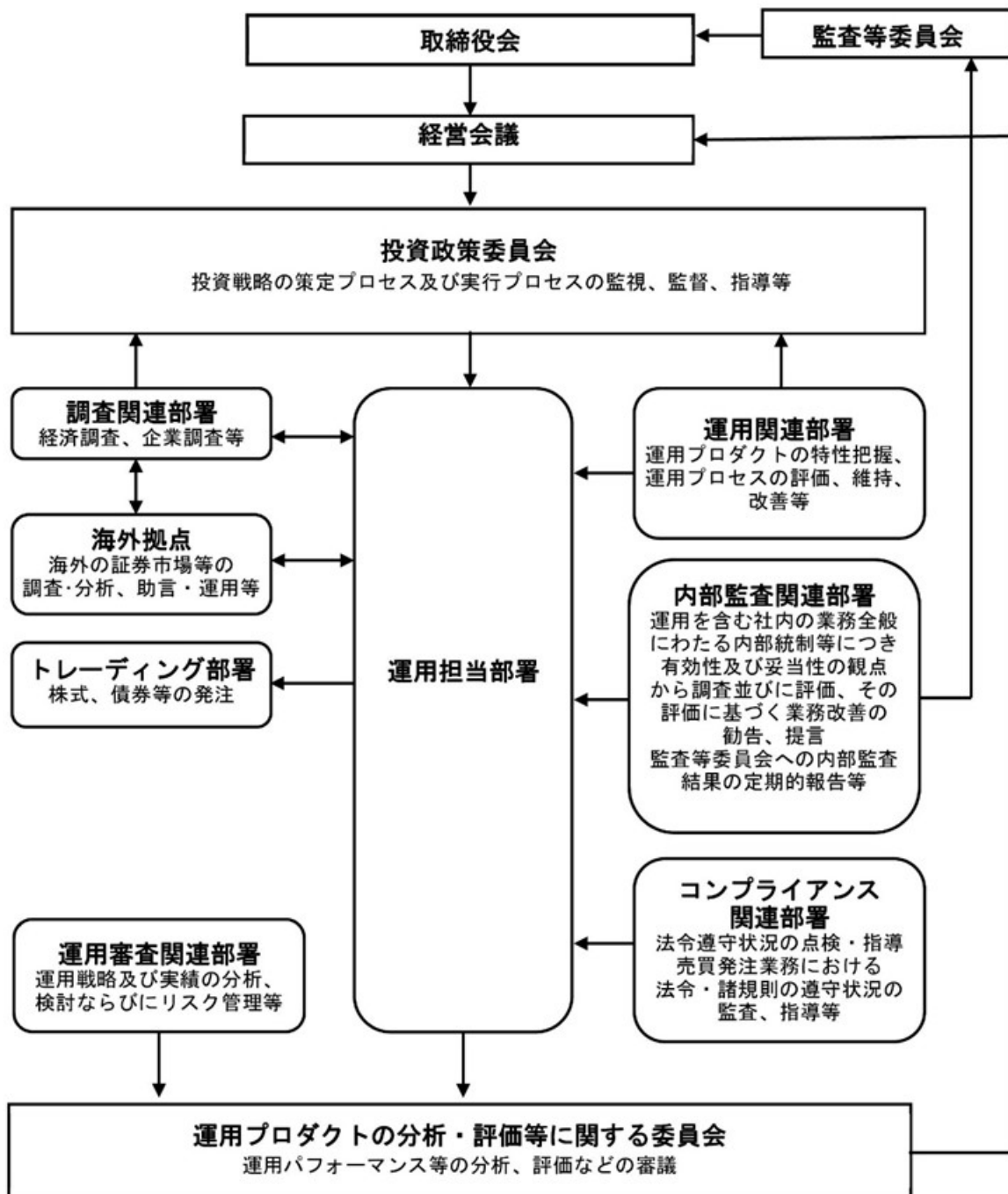
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2025 年 7 月 31 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	910	58,303,491
単位型株式投資信託	130	722,786
追加型公社債投資信託	14	6,947,545
単位型公社債投資信託	376	627,301
合計	1,430	66,601,123

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			7,405		8,177
金銭の信託			44,745		46,810
前払金			7		12
前払費用			852		1,019
未収入金			1,023		666
未収委託者報酬			31,788		34,911
未収運用受託報酬			5,989		7,066
短期貸付金			757		2,242
その他			169		195
貸倒引当金			△18		△21
流動資産計			92,719		101,080
固定資産					
有形固定資産			945		881
建物	※2	595		589	
器具備品	※2	350		292	
無形固定資産			5,658		6,889
ソフトウェア		5,658		6,888	
その他		0		0	
投資その他の資産			17,314		14,923
投資有価証券		1,813		2,164	
関係会社株式		9,535		6,584	
長期差入保証金		519		521	
長期前払費用		10		11	
前払年金費用		1,875		2,413	
繰延税金資産		2,651		3,134	
その他		908		92	
固定資産計			23,918		22,694
資産合計			116,638		123,775

		前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			13,700		6,000
預り金			123		132
未払金			11,404		11,982
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	
未払手数料		10,312		11,326	
関係会社未払金		1,052		589	
未払費用	※ 1		12,507		12,594
未払法人税等			8,095		10,363
未払消費税等			1,590		2,112
前受収益			15		14
賞与引当金			4,543		5,846
その他			24		-
流動負債計			52,005		49,045
固定負債					
退職給付引当金			2,759		2,618
時効後支払損引当金			602		610
資産除去債務			1,123		1,431
固定負債計			4,484		4,660
負債合計			56,490		53,706
(純資産の部)					
株主資本			59,820		69,751
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			28,910		38,841
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		28,225		38,156	
繰越利益剰余金		28,225		38,156	
評価・換算差額等			327		317
その他有価証券評価差額金			327		317
純資産合計			60,147		70,069
負債・純資産合計			116,638		123,775

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,722		155,775
運用受託報酬			21,188		23,666
その他営業収益			291		328
営業収益計			146,202		179,770
営業費用					
支払手数料			43,258		56,923
広告宣伝費			1,054		1,115
公告費			0		0
調査費			33,107		38,115
調査費		6,797		6,901	
委託調査費		26,310		31,213	
委託計算費			1,377		1,345
営業雑経費			3,670		4,336
通信費		92		89	
印刷費		820		780	
協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計			82,468		101,835
一般管理費					
給料			13,068		14,094
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費			87		105
寄付金			117		116
旅費交通費			323		394
租税公課			990		1,537
不動産賃借料			1,235		1,236
退職給付費用			893		598
固定資産減価償却費			2,292		2,309
諸経費			12,483		12,708
一般管理費計			31,491		33,100
営業利益			32,242		44,834

		前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	
営業外収益計			7,875		8,972
営業外費用					
支払利息		123		210	
金銭の信託運用損		782		396	
時効後支払損引当金繰入額		14		10	
投資事業組合運用損		28		134	
その他		18		10	
営業外費用計			967		763
経常利益			39,149		53,043
特別利益					
株式報酬受入益		28		56	
特別利益計			28		56
特別損失					
投資有価証券売却損		5		-	
関係会社株式評価損		490		-	
固定資産除却損	※ 2	31		14	
特別損失計			527		14
税引前当期純利益			38,651		53,085
法人税、住民税及び事業税			10,821		15,463
法人税等調整額			△354		△482
当期純利益			28,183		38,105

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	24, 606	31, 217	56, 509	87, 419
当期変動額									
剰余金の配当							△55, 782	△55, 782	△55, 782
当期純利益							28, 183	28, 183	28, 183
別途積立金の取崩						△24, 606	24, 606	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△24, 606	△2, 991	△27, 598	△27, 598
当期末残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	－	28, 225	28, 910	59, 820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
						繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			△28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△9	△9	△9
当期変動額合計	△9	△9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。						

7. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	--

[会計上の見積りの変更に関する注記]

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積もりを行いました。この見積りの変更による増加額 308 百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

[表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の 100 分の 10 を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた 47 百万円は、「投資事業組合運用損」28 百万円、「その他」18 百万円として組み替えております。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」 （企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日）
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」 （企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日）
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

[追加情報]

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025 年 4 月 1 日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 1 号 2016 年 12 月 16 日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 2 号 2007 年 2 月 7 日）を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度末 (2025 年 3 月 31 日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939 百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 2,204 百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214 百万円 器具備品 733 合計 1,948	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,528 百万円 器具備品 792 合計 2,320

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050 百万円	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,591 百万円
※ 2. 固定資産除却損 建物 - 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31	※ 2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 - ソフトウェア 14 合計 14

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	5,470 円
基準日	2024 年 3 月 31 日
効力発生日	2024 年 6 月 28 日

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 28,174 百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 5,470 円

基準日 2024 年 3 月 31 日

効力発生日 2024 年 6 月 28 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025 年 5 月 14 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 38,115 百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 7,400 円

基準日 2025 年 3 月 31 日

効力発生日 2025 年 6 月 30 日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	46,810	46,810	-
(2) その他（デリバティブ取引）	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	8,177	-	-	-
金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2025 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,989 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分

と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	△1,665
退職給付の支払額	△1,317
過去勤務費用の発生額	△882
その他	△7
退職給付債務の期末残高	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	△429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	△1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	△21,041
	△6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	△4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	△2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	△499
数理計算上の差異の費用処理額	△157
過去勤務費用の費用処理額	△58

確定給付制度に係る退職給付費用	371
-----------------	-----

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2024 年 3 月 31 日)		当事業年度末 (2025 年 3 月 31 日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,422	賞与引当金	1,840
退職給付引当金	855	退職給付引当金	824
関係会社株式評価減	1,162	関係会社株式評価減	1,281
未払事業税	360	未払事業税	547
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	323	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	186	時効後支払損引当金	192
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	79	ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	348	資産除去債務	451
未払社会保険料	116	未払社会保険料	135
その他	50	その他	38
繰延税金資産小計	5,422	繰延税金資産小計	6,245
評価性引当額	△1,848	評価性引当額	△1,973
繰延税金資産合計	3,573	繰延税金資産合計	4,271
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△109	資産除去債務に対応する除去費用	△144
関係会社株式評価益	△85	関係会社株式評価益	△86
その他有価証券評価差額金	△146	その他有価証券評価差額金	△145
前払年金費用	△581	前払年金費用	△760
繰延税金負債合計	△922	繰延税金負債合計	△1,136
繰延税金資産の純額	2,651	繰延税金資産の純額	3,134
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.9%
タックスヘイブン税制	1.2%	タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	△0.3%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.2%	その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正		3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
		「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。	
		これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。	
		この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。	

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に 308 百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日	自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日
期首残高		1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		-	-
資産除去債務の履行による減少		-	-
見積もりの変更による増加		-	308
期末残高		1,123	1,431

4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

[会計上の見積りの変更に関する注記] (1) に記載の通りであります。

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
委託者報酬	155,768 百万円
運用受託報酬	21,631 百万円
成功報酬（注）	2,042 百万円
その他営業収益	328 百万円
合計	179,770 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入 (※1)	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済 (※1)	128,100		
							借入金利息 (※1)	123	未払利息	19

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (※1)	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済 (※1)	3,081		
							貸付金利息 (※1)	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (※2)	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(※2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入 (*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済 (*1)	185,200		
							借入金利息 (*1)	210	未払利息	3

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済 (*1)	5,368		
							貸付金利息 (*1)	93	未収利息	23
子会社	ノムラ・アセット・マネジメント U. S. A. インク	ニューヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接 100%	—	有償減資 (*2)	4,475	—	—

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*3)	40,328	未払手数料	7,644

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
(*2) ノムラ・アセット・マネジメント U. S. A. インクが行った有償減資の金額を記載しております。
(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
1株当たり純資産額	11,677 円 62 銭	1株当たり純資産額	13,603 円 86 銭
1株当たり当期純利益	5,471 円 85 銭	1株当たり当期純利益	7,398 円 11 銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益 28,183 百万円		損益計算書上の当期純利益 38,105 百万円	
普通株式に係る当期純利益 28,183 百万円		普通株式に係る当期純利益 38,105 百万円	
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株		普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株	

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(野村外国債券 (含む新興国) インデックス B コース (野村投資一任口座向け))

運 用 の 基 本 方 針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) と JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス (円換算ベース) の月次リターンを、各指数構成国の GDP 合計の割合※で合成して算出した指数を対象指数とし、対象指数の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

※各指数構成国の GDP 合計の割合は、原則として年 1 回見直しを行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国債券マザーファンドおよび新興国債券マザーファンド (以下「各マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債に直接投資する場合があります。また、各マザーファンド受益証券に代えて、各マザーファンドの対象指数に連動する投資成果を目指して運用を行なう上場投資信託証券に投資する場合があります。

(2) 投資態度

① 各マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、対象指数の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 各マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として外国 (新興国を含みます。) の債券に投資します。

③ 各マザーファンド受益証券への投資配分比率は、対象指数における先進国 (除く日本) および新興国※の割合をもとに決定します。投資配分比率は、適宜見直しを行ないます。

※投資対象地域ごとの投資先マザーファンドおよび対象とする指数は次に掲げるとおりとします。

・先進国 (除く日本) : 外国債券マザーファンド受益証券 (FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース))

・新興国 : 新興国債券マザーファンド受益証券 (JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス (円換算ベース))

④ 各マザーファンド受益証券の組入比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。

⑤ 対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権 (転換社債型新株予約権付社債の新株予約権) に限ります。) を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財

産の純資産総額の5%以内とします。

- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村外国債券（含む新興国）インデックス B コース（野村投資一任口座向け）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③ 第1項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に

係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいひ、約款第21条、第22条、第26条及び第30条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国債券マザーファンドおよび新興国債券マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
 5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
 8. コマーシャル・ペーパー
 9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 11. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 13. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 15. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第13号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
 16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、第7号の証券または証書ならびに第9号および第13号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券ならびに第9号および第13号の証券または証書のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公

社債」といい、第10号および第11号の証券ならびに第13号の証券または証書のうち第10号および第11号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人といいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等といいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図)

第 21 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザー

ファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第29条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第34条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第35条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合

計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第39条 この信託の計算期間は、毎月18日から翌月17日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成30年1月17日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」

といひます。)に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第1項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といひます。）については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の30以内の率（以下「信託報酬率」といひます。）を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬率は、別に定める計算方法にて算出される率とします。

③ 第1項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

④ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といひます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といひます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいひます。以下同

じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金(第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第47条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第48条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定に

したがいいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第54条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、

受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第30条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 29 年 12 月 15 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 3 項および第 47 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行もしくはロンドンの銀行の休業日と同日の場合

2. 別に定める計算方法

約款第 42 条第 2 項の「別に定める計算方法」は次の通りとし、信託報酬率は毎月 1 回計算し、当月の第 5 営業日目以降で前日が営業日となる最初の営業日（以下「適用開始営業日」といいます。）から翌月の適用開始営業日の前日まで適用することとします。

信託報酬率 = 年 10,000 分の 30 の率 - 対象上場投資信託の委託者報酬率 × 対象上場投資信託証券の投資割合

なお、信託報酬率は、信託報酬率のうち委託者が受取る部分がゼロとなる水準を下限値とし、年 10,000 分の 30 以内の範囲で委託者が定めるものとします。

①対象上場投資信託は、この信託が投資する上場投資信託のうち、この信託の委託者が設定した上場投資信託とし、各マザーファンド受益証券に代えて投資するものをいいます。

②対象上場投資信託の委託者報酬率は、原則として、目論見書その他公表資料で開示されている当該各月の前月最終営業日時点の対象上場投資信託の信託報酬率（税抜の年率値）のうち、純資産総額に応じて一定の率で委託者が受取る部分（税抜の年率値）をいいます。

③対象上場投資信託証券の投資割合は、当該各月の前月における対象上場投資信託証券の投資割合の平均値とします。

④複数の対象上場投資信託証券に投資する場合の「対象上場投資信託の委託者報酬率 × 対象上場投資信託証券の投資割合」は、各対象上場投資信託について算出した「当該各対象上場投資信託の委託者報酬率 × 当該各対象上場投資信託証券の投資割合」を合計した値とします。

(外国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、**FTSE 世界国債インデックス**（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、**FTSE 世界国債インデックス**（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第1項、第35条第2項、第38条、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一

定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第19条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業

務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第20条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第22条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第16条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第33条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第34条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第35条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投

資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第43条 第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第35条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第35条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第46条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国債券マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限りします。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことが

できます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年5月11日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第36条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 47 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第 48 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第 49 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 50 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 約款第 18 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第 18 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 約款第 19 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で

反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 6 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社